

綾部市 こども計画

みんなで支えあう、
こども・若者・子育てに
優しいまちづくり

令和8年6月
綾部市



目次

第1章 序論	1
1. 近年の国の動向	1
2. 「こども大綱」について	2
3. 計画の施策範囲	3
4. 計画の対象区分	3
5. こども施策の展開に関する重要事項	4
6. こども・若者の意見反映について	6
7. 計画の位置づけ	7
8. 計画期間	7
第2章 綾部市の状況	8
1. 本市の人口の推移と割合	8
2. 自然増減と社会増減	9
3. 人口構造	10
4. 出生の状況	11
5. 婚姻の状況	12
6. こどものいる世帯の状況	13
第3章 調査結果と計画策定の視点	14
1. こども・若者を対象とした調査結果まとめ	14
2. 関係団体調査結果まとめ	15
3. 高校生意見交換会の結果まとめ	17
4. 計画策定に向けた視点	18
第4章 基本理念と施策体系	19
1. 基本理念	19
2. 計画の基本目標	20
3. 施策体系	21
第5章 施策の展開	22
基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり	22
1-1 こども・若者の権利の理解促進	22
1-2 こども・若者の意見表明の保障	23
1-3 こども・若者の権利擁護	24
基本目標2 こども・若者のライフステージに応じた支援	26
2-1 教育・保育サービスの充実	26
2-2 学校教育の充実	29
2-3 こども・若者の安全・安心の確保	31
2-4 こどもの居場所づくり	34
2-5 障害や発達等に特性のあるこども・若者への支援	36
2-6 生きづらさを抱えるこども・若者への支援	40

2-7	結婚と子育ての希望をかなえる支援	42
2-8	就労に向けた支援	43
2-9	生涯にわたる学びの提供	44
基本目標3	こども・若者を支える子育て当事者への支援	46
3-1	子育てを支える環境の整備	46
3-2	母子保健の充実	49
3-3	経済的支援の推進	52
3-4	配慮が必要な子育て家庭への支援	54
第6章	こどもの貧困の解消に向けた対策	57
1.	こどもの貧困の解消に向けた対策について	57
2.	近年の国の動向	57
3.	こども・子育て世帯の状況調査結果まとめ	58
4.	本市の取組について	59
第7章	計画の推進	62
1.	計画の推進体制	62
2.	計画の進捗管理と評価	62
3.	評価指標の設定	63
資料編		64
1.	こども・若者支援及び子育て世帯の状況調査結果（概要）	64
2.	綾部市子ども・子育て会議条例	85
3.	綾部市子ども・子育て会議委員名簿	86
4.	用語の解説	87
5.	計画策定の経緯	90

本文中に（※）のある用語（初出のみ）については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 序論

1. 近年の国の動向

少子化対策やこども施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16（2004）年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27（2015）年には、平成24（2012）年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27（2015）年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村で「子ども・子育て支援事業計画」が策定されてきました。

令和3（2021）年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が提示されており、その実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4（2022）年6月、「こども基本法^(※)」が成立・公布、令和5（2023）年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5（2023）年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえて策定される「こども計画」は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、各自治体の施策や地域の実情、こども及び子育て当事者等の意見を反映して策定されるこども施策の総合的な計画です。全国の都道府県及び市町村で「こども計画」が策定されることで、こどもまんなか社会の実現に向けた動きが加速しています。

このため、本市においても国の動向を踏まえたうえで、こども施策の総合的な計画となる「綾部市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画により、これまでの本市のこども施策に加え、計画の対象を若者まで含めることで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

2. 「こども大綱」について

令和5（2023）年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。自治体こども計画の策定においても、こども大綱の基本的な方針を踏まえて作成する必要があるため、これらの点に留意して本計画の策定に取り組みます。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージ^(※)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^(※)（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 計画の施策範囲

こども基本法において、こども施策について次のとおり定めています。

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

上記の法の趣旨を踏まえ、本市では計画の対象となるこども・若者だけでなく、子育て当事者への支援も行うことで、心身の発達の過程にあるこどもや、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの若者を支えていくこととします。

4. 計画の対象区分

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とし、次のとおり区分します。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
こども					
		若者			

乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）
 学童期（小学生）
 思春期（中学生から概ね18歳まで）
 青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）
 ポスト青年期（青年期を過ぎた40歳未満の者）

5. こども施策の展開に関する重要事項

こども・若者に対する支援は、こども・若者自身が自分らしく社会生活を送れるようになるまで続けていくことが必要です。また、子育て当事者に対する支援は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉える中で、途切れることなく支えていくことが必要です。

自治体こども計画の策定に当たっては、こども大綱に記載されている次の点をできる限り踏まえながら、こども・若者のライフステージや子育て当事者の状況に応じたこども施策を展開していくことが求められています。

【ライフステージを通した重要事項】

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
こども基本法の周知／こどもの権利に関する理解促進等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進／生活習慣の形成・定着等
- ◆こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療^(※)等の研究や相談支援／慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援等
- ◆こどもの貧困対策
教育支援、生活安定に資する支援／保護者の就労支援、経済的支援等
- ◆障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域における支援体制の強化／インクルージョン^(※)の推進／特別支援教育等
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー^(※)への支援
児童虐待防止対策等のさらなる強化／社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援／ヤングケアラーへの支援等
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
自殺対策の強化／安全・安心にインターネットを利用できる環境整備／性犯罪・性暴力対策／犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備／非行防止と自立支援等

【ライフステージ別の重要事項】

- ◆こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実
- ◆学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生／こども・若者の視

点に立った居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要な知識の情報提供や教育／いじめ防止／不登校の子どもへの支援／子どもや保護者等からの意見を参考とする校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階までの負担軽減／特に高等教育について、さらなる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等）／基礎的な経済支援としての児童手当の位置づけの明確化、拡充／医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型^(※)の情報提供／体罰によらない子育てに関する啓発／一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進／訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

育児休業制度の強化／長時間労働の是正や働き方改革の促進／男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施／男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施／こどもに届く生活・学習支援の推進／プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化／安全・安心な親子の交流の推進／養育費に関する相談支援や取り決めの促進の強化

6. こども・若者の意見反映について

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明と社会参画の機会の確保が定められており、こども・若者の意見の尊重と最善の利益の優先的な考慮が求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

さらに、こどもの権利条約では、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

このように、こども・若者の意見を聴取して施策に反映することや、こども・若者の社会参画を進めることには、大きく次の2つの意義があります。

- ①こどもや若者の状況やニーズ^(※)をよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。(ひいては、民主主義の担い手の育成に資する)

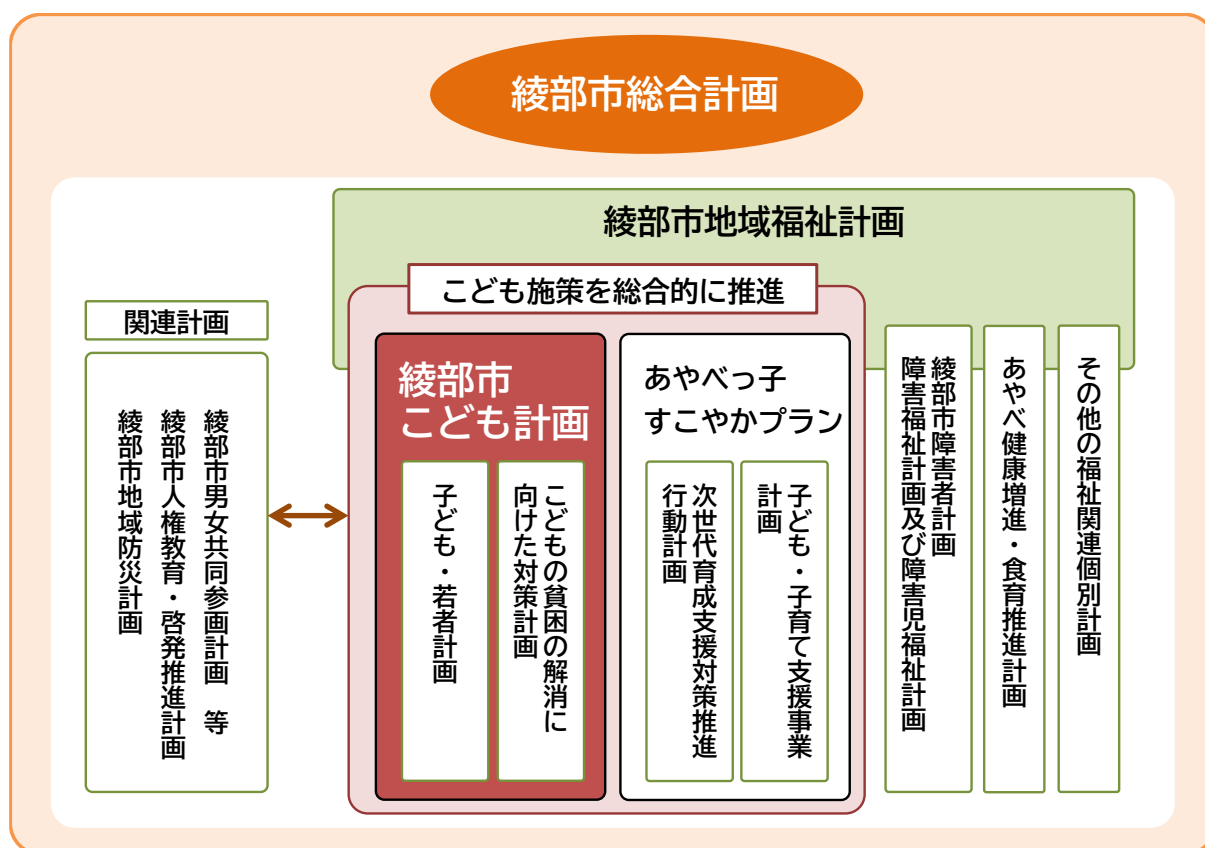
自治体こども計画の策定に当たっては、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保に努めるとともに、子育て当事者の意見も勘案したこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画を策定します。

7. 計画の位置づけ

本計画においては、国が定める「こども大綱」の趣旨を踏まえ、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の2計画を一体的に策定します。

なお、本計画は令和7（2025）年3月に策定した「あやべっ子すこやかプラン」と整合・連携を図りながら、本市のこども施策を総合的に推進することとします。また、本計画策定にともない、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を「あやべっ子すこやかプラン」から移行しています。

◆本市の「こども計画」の位置づけ◆



8. 計画期間

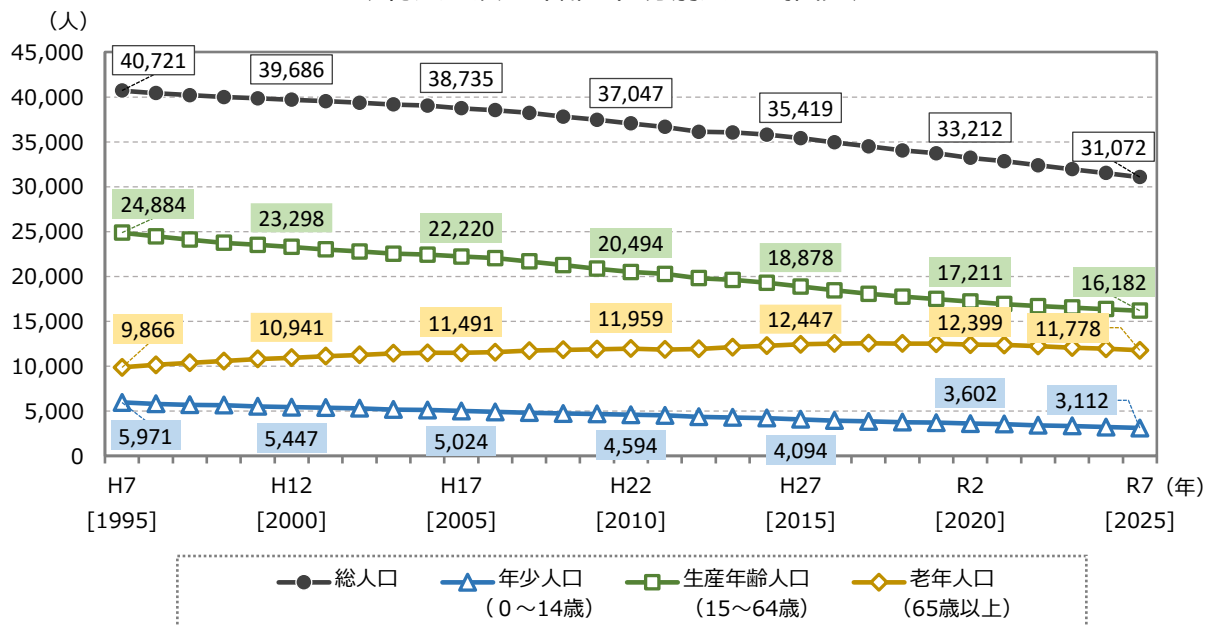
本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や京都府の動向等により見直しが必要となった場合は適宜修正を行うこととします。

第2章 綾部市の状況

1. 本市の人口の推移と割合

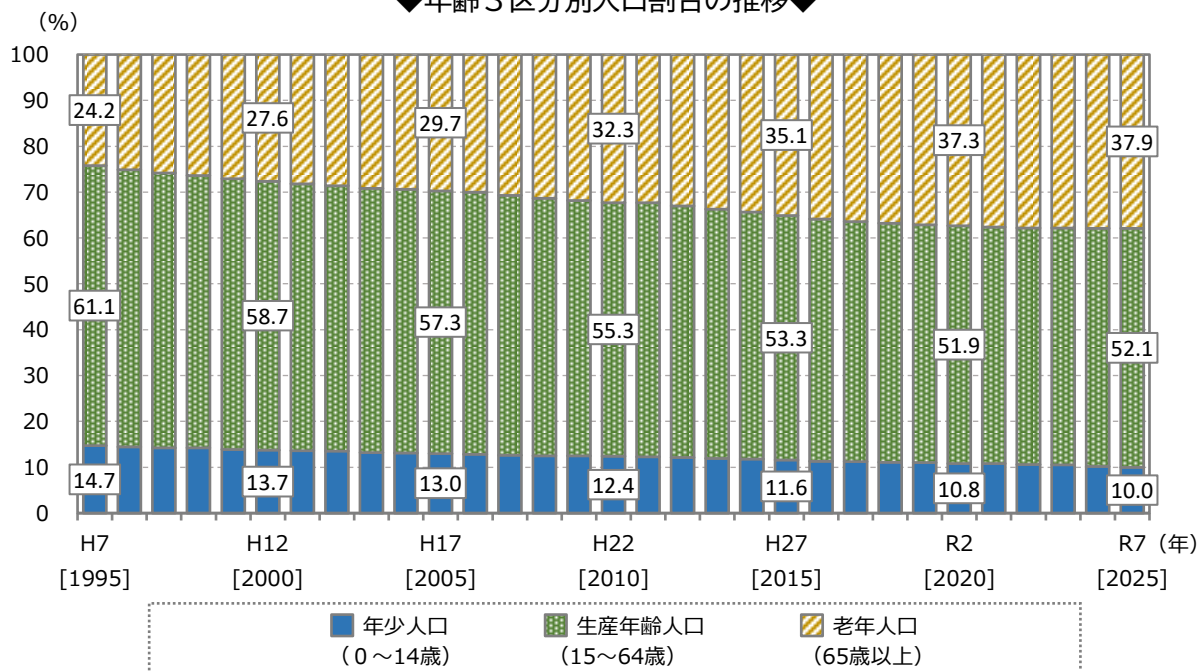
総人口は徐々に減少で推移しています。また、年少人口及び生産年齢人口は減少で推移する一方、老年人口も令和2（2020）年以降ピークアウトして近年は減少してきています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」（H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点）

◆年齢3区分別人口割合の推移◆



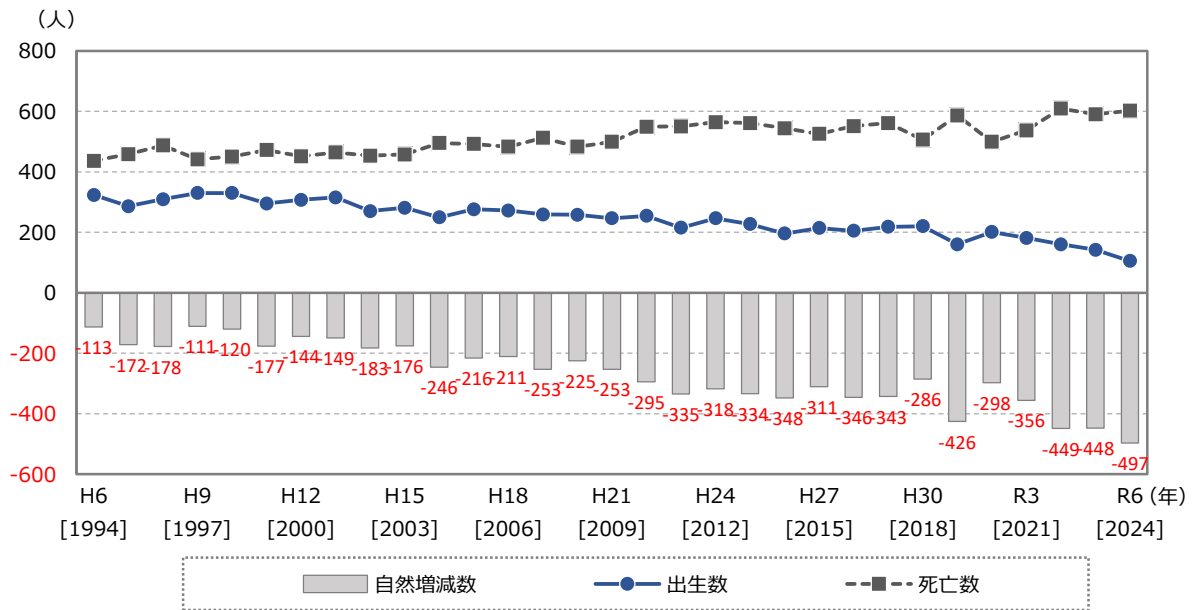
資料：総務省「住民基本台帳」（H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点）

2. 自然増減と社会増減

自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しています。また、近年は死亡数の高止まりと出生数の減少により、減少の幅が拡大しています。

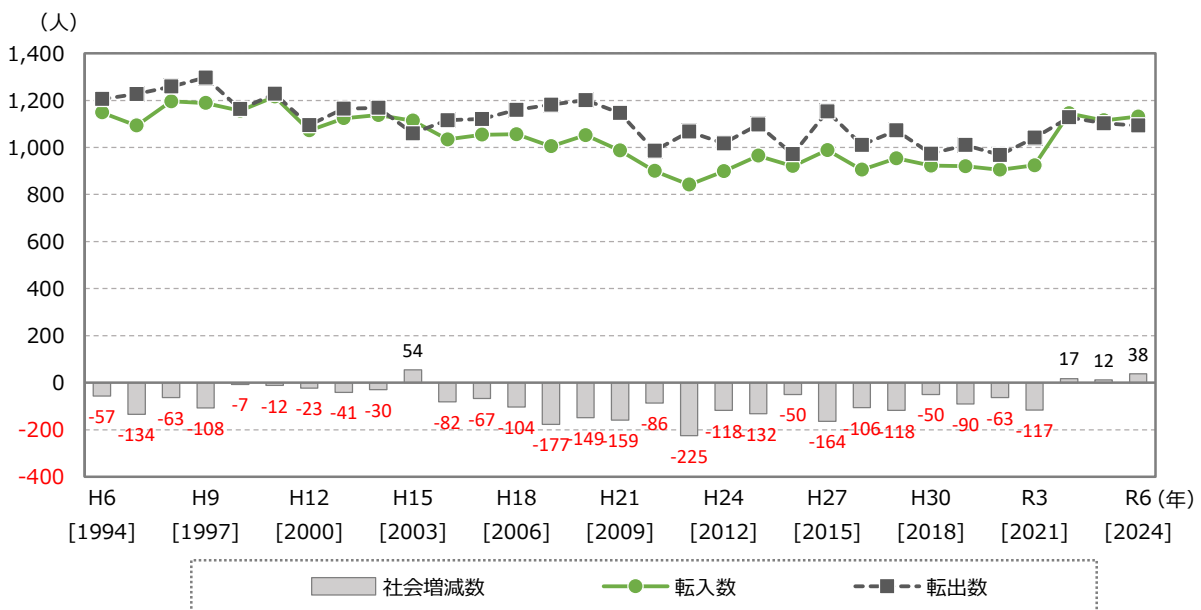
社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られますが、令和4（2022）年以降は転入者が転出者を上回っている状況です。

◆自然増減の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

◆社会増減の推移◆

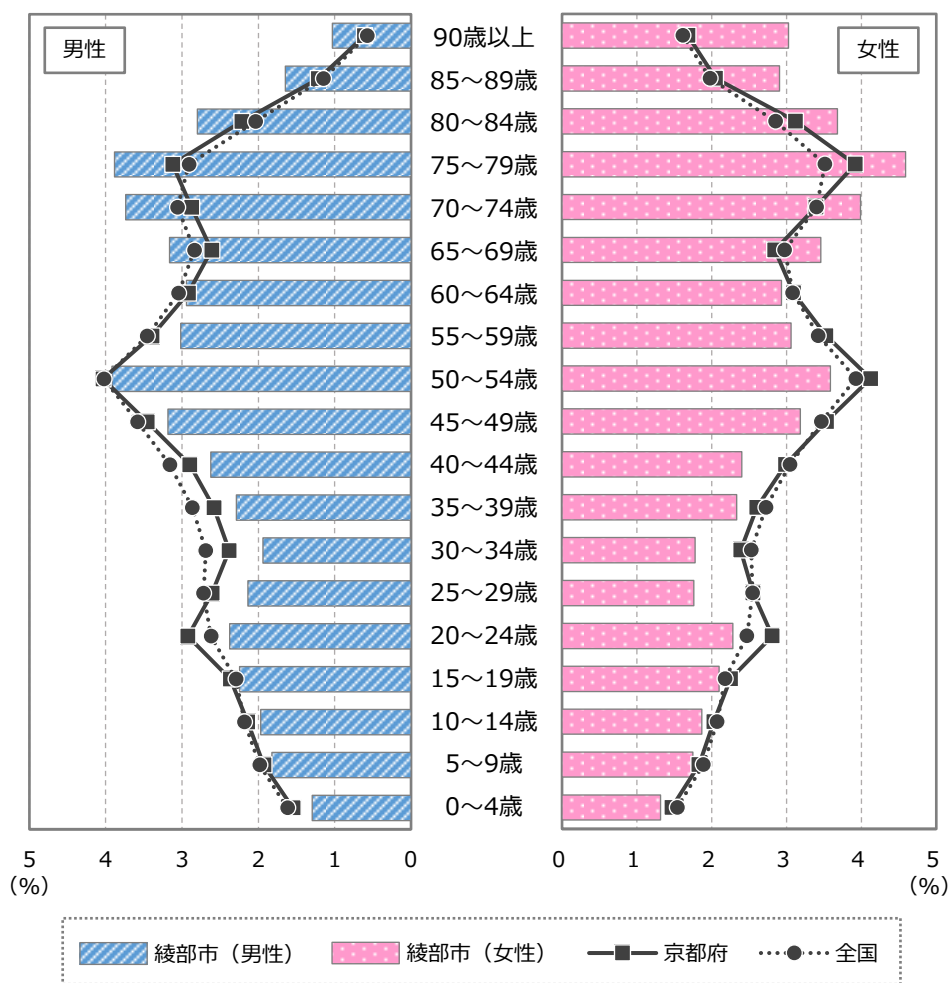


資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

3. 人口構造

全体では、65歳以上の人口割合が高く、0～4歳と20～59歳の人口割合が少なくなっています。

◆ 5歳階級別人口比の構成 ◆

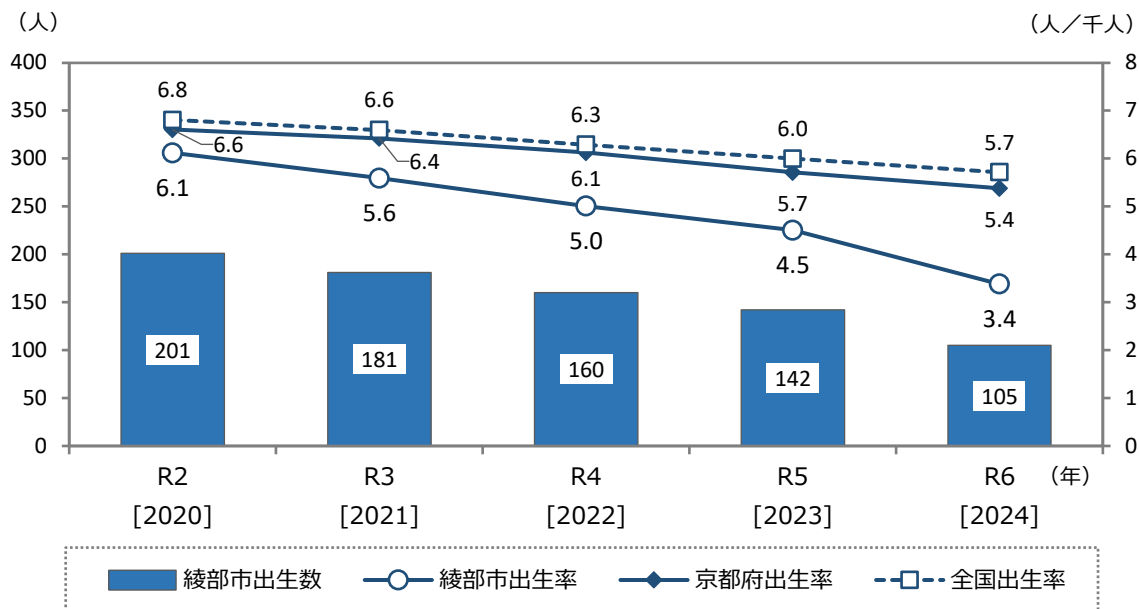


資料：総務省「住民基本台帳」（令和7（2025）年1月1日時点）

4. 出生の状況

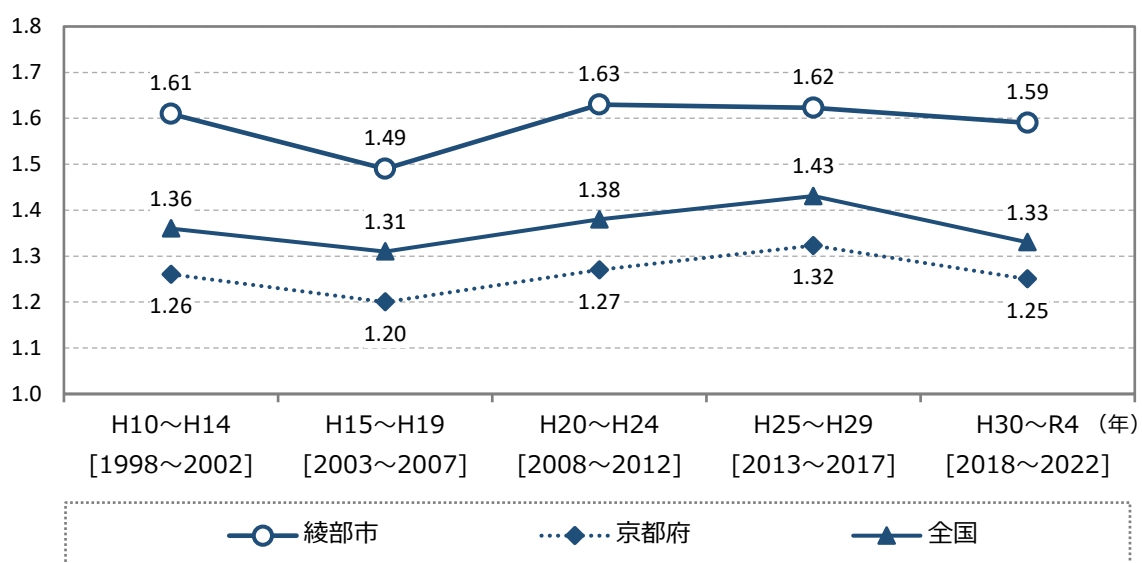
本市の出生数及び千人当たりの出生率ともに減少傾向にあります。ただし、合計特殊出生率^(※)をみると、本市は全国及び京都府と比べて高い位置で推移しています。

◆出生数と出生率◆



資料：総務省「住民基本台帳」

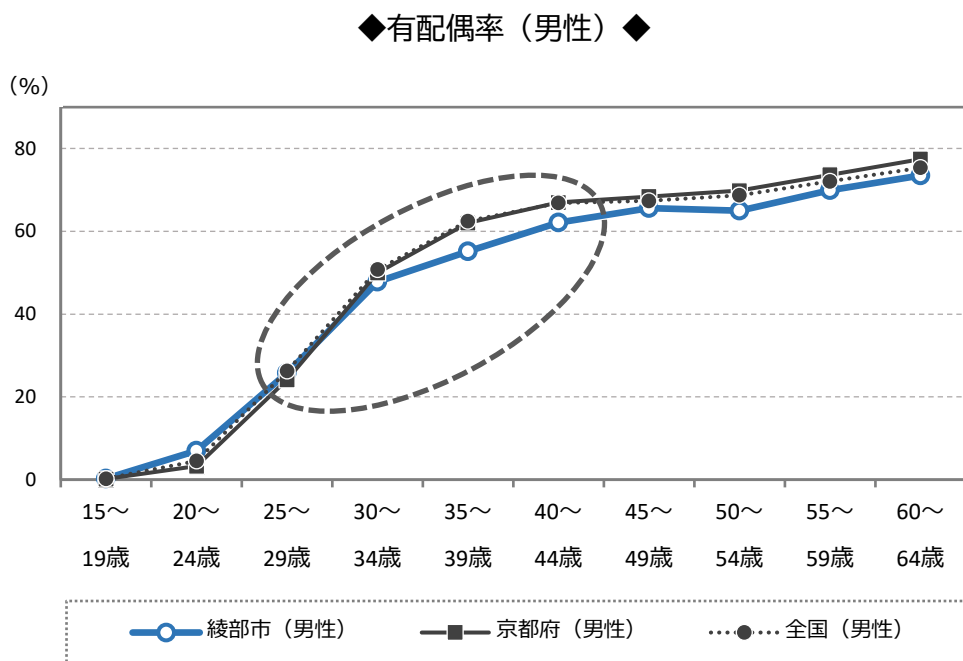
◆合計特殊出生率の推移◆



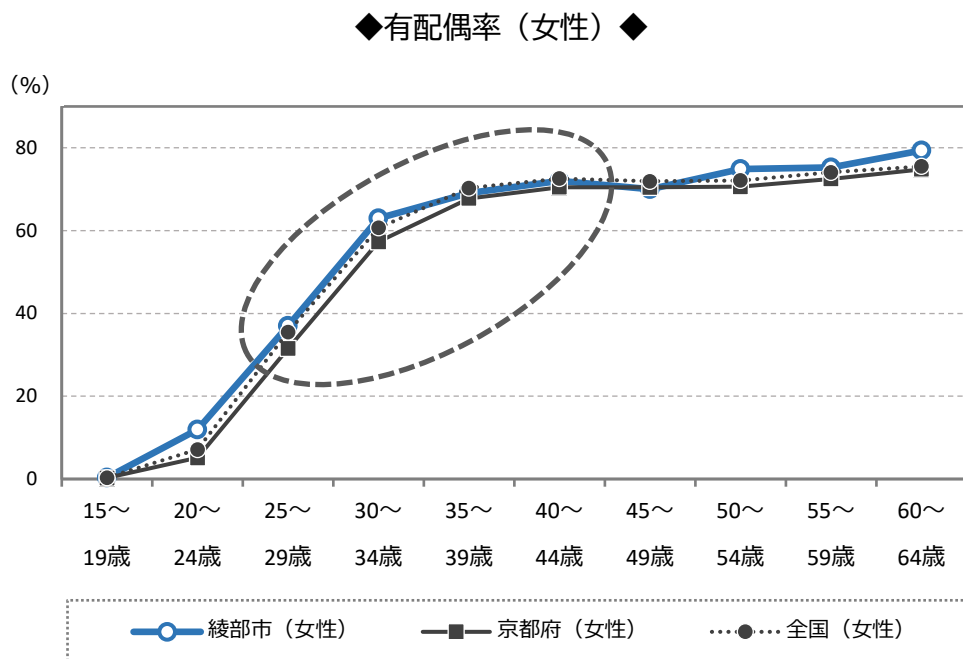
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳で見ると、全国及び京都府と比べて、男性は35～44歳でやや低くなっており、女性は概ね同程度となっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

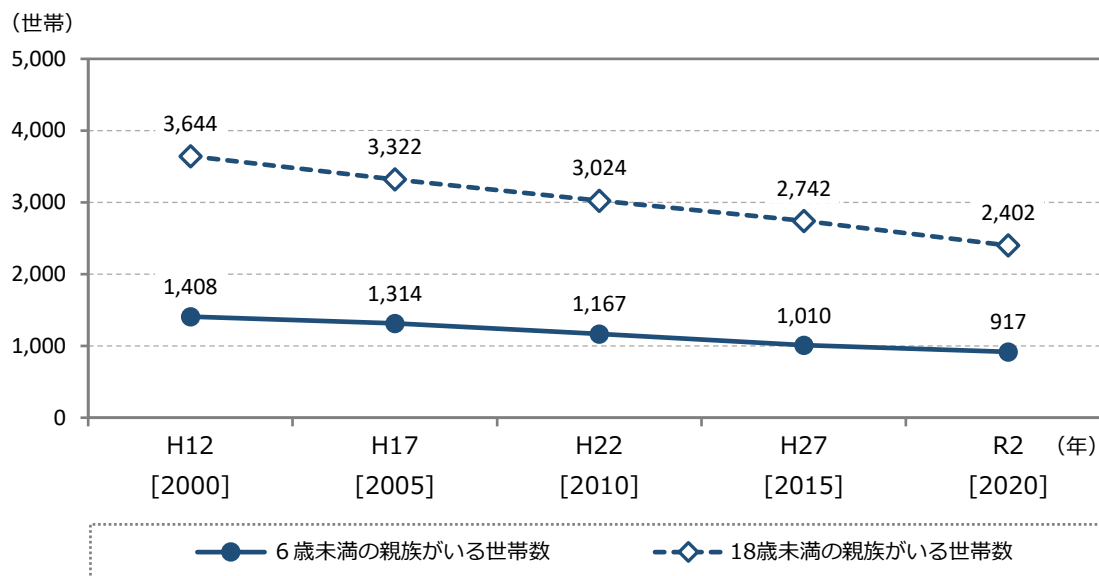


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6. こどものいる世帯の状況

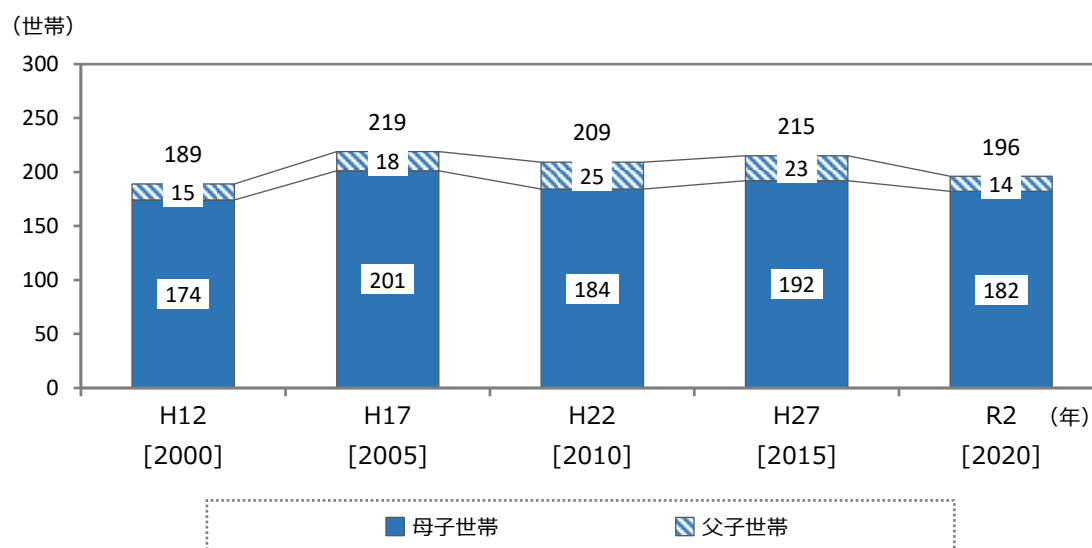
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移していますが、ひとり親世帯数は、概ね横ばいで推移しています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

第3章 調査結果と計画策定の視点

1. こども・若者を対象とした調査結果まとめ

本計画を策定するに当たり、こども・若者を対象に調査を実施しました。なお、結果の概要については資料編に掲載しています。

◆調査期間 令和7（2025）年1月30日～2月21日

◆対 象 小4～中3及び16～39歳の市民

自分自身に関する意識

■年齢が高くなるにつれて「そう思う」（自分自身への肯定的な意識）の割合は低くなっている。

身近な相談先

■年齢が高くなるにつれて「そう思う」（身近な相談先がある）の割合は低くなっている。

将来への希望

■年齢が高くなるにつれて「明るい希望がある」の割合は低くなっている。

社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）こと

■「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」を合わせた“あった（ある）”について、年齢層にかかわらず4割～5割程度の人が“あった（ある）”と回答している。

自己肯定感や将来への期待について、年齢が高いほど低くなる結果となりました。進学や就労等の経験を経て現実を知ること、将来への期待感が低下している可能性があります。生涯にわたり、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくための支援策を検討する必要があります。

身近な相談先についても、年齢が高いほど低くなる結果となりました。また、社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことについて年齢を問わず約半数の人が経験しています。このようなことから、相談支援体制の充実と早期発見・伴走型支援が機能する体制づくり等が求められます。

2. 関係団体調査結果まとめ

本計画を策定するに当たり、こども・若者及び子育て当事者を対象に活動している団体・機関に対して調査を実施しました。

◆調査期間 令和7（2025）年5月

◆回答数 14団体

こども・若者やその保護者等への支援における主な課題（自由記述）

（1）家庭の状況

- ・デジタル化による家庭生活の変化（育児の仕方、家族の会話や食事の時間減少等）。
- ・不登校・発達障害・精神不安等、こどもが複雑な課題を抱えていることがある。
- ・外国籍の家庭では保護者に言語の壁があり、こどもが通訳役を担うこともある。

（2）ひとり親や核家族^{（※）}化による影響

- ・育児・家計・介護を一人で抱える親が多く、相談先がない。
- ・父子家庭では食事の準備が困難であるため、外食や総菜に頼りがちになる。
- ・地域とのつながりが希薄になりやすい。
- ・頼れる親族がいない家庭では支援が届きにくい。

（3）制度の狭間への対応

- ・支援機関の認知不足及び連携が不十分。
- ・収入要件等で福祉制度が利用できない家庭がある。
- ・自身がヤングケアラーと気づかず支援につながらないケースがある。
- ・公的支援が少なくインフォーマル^{（※）}な支援に頼らざるを得ない。

（4）支援者側の悩み

- ・保育士・支援スタッフの人手不足と負担増。
- ・注意や助言が誤解されることへの戸惑い。
- ・家庭への関わり方や距離感の難しさ。
- ・支援の限界を感じる場面が多く、関係機関との連携が不可欠。

こども・若者やその保護者等に対して、今後さらに必要とされる支援・施策（自由記述）

(1) こども・若者の支援について

- ・ こども・若者の安心できる居場所の確保。
- ・ 地域による見守り・声かけの強化。
- ・ こども食堂等、食事支援の充実。
- ・ 誰でも利用できる学習支援の場の整備。
- ・ 緊急時に親子で避難できるシェルターの整備。
- ・ 義務教育終了後も継続する伴走型支援体制の構築。
- ・ スクールカウンセラー^(※)、スクールソーシャルワーカー^(※)の配置拡充。
- ・ 相談機関と福祉機関との連携強化。

(2) 保護者や子育て家庭への支援について

- ・ 保護者が安心してこどもを預けられる環境づくり。
- ・ 保育園・学校と保護者の協力体制の強化。
- ・ 保護者が支援を求めやすい連携手段の工夫。
- ・ 育児ストレスや生活困難への支援体制の整備。
- ・ 病児保育の利用改善と柔軟な対応。
- ・ 多子世帯や生活困窮家庭への配慮（教材・制服等）。
- ・ 外国籍保護者への通訳支援と相談体制の整備。

(3) 支援体制や連携について

- ・ 地域ぐるみでこどもを育てる仕組みの推進。
- ・ 子育て支援センター同士の情報共有と連携強化。
- ・ 市役所と民間団体・ボランティアの連携強化。

子育て家庭の孤立や制度の狭間により、こども・保護者に支援がつながりにくい現状があります。このため、地域、支援団体、関係機関との連携強化をはじめ、こども・若者が安心できる居場所の提供や、成長に応じた継続的な支援体制の構築が必要とされています。

3. 高校生意見交換会の結果まとめ

- ◆開催時期 令和6（2024）年11月28日（木）
- ◆場 所 綾部高等学校 四尾山キャンパス
- ◆対 象 2年生特進コース 67名

■主な意見の整理

【第1ラウンド】将来の夢・希望（5年後）

- ・多くの生徒が大学進学を目指しており、特に医療・教育・国際分野に関心が集中。国家資格取得や語学力の向上を目指すという意見が目立った。
- ・一人暮らしへの憧れ、都会志向の傾向が強い一方、「自然がある落ち着いた地域」や「友人・家族とのつながり」を大切にする生徒も見られた。
- ・ライフスタイルの志向として、「楽しく生きたい」「幸せになりたい」「安定した生活を送りたい」等、自己実現や心の豊かさを重視する意見が多く挙がった。

【第2ラウンド】夢・希望を実現するための不安要素

- ・進学・就職・一人暮らしに伴う生活費や学費等、経済的な不安の意見が多く挙げられた。
- ・卒業後の通学、知らない土地への適応、メンタル面等、「自立」への課題が挙がった。
- ・支援の在り方として、高校や地域からの進路支援・情報提供に対する期待も多く、一部の生徒からは「専門進学や就職に向けたサポートが薄い」との声が挙がった。

■意見から見える方向性

学びや進路選択を支える地域の役割

進学・就職に不安を抱える生徒の声からは、「地域からの情報提供やサポート」が期待されている。キャリア教育^(※)・地元企業との接点づくり・学習支援体制の検討が求められます。

“選ばれるまち”に向けた環境の整備

交通や生活費、住宅・家事への不安は、将来的な定住やUターン希望にも影響を与えることから、若者向けの住環境整備や移動支援、生活支援制度の分かりやすい発信が必要です。

進学・就労への不安の軽減と支援

中高生の進路不安を地域でどう支えるかが重要なため、学校と地域、保護者、行政が連携した「学び・進路サポート体制」の整備が望まれます。また、進学や一人暮らしに対する心理的な不安も多く、相談先がないという意見も挙がったため、若者が孤立しない相談支援体制やサポート体制が求められます。

4. 計画策定に向けた視点

こども大綱の趣旨等を踏まえ、本計画策定に向けた視点について次のとおり整理します。

(1) こども・若者の権利の尊重

本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。

(2) こども・若者の意見の尊重

こども大綱の趣旨を実現していくためには、こども・若者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながることを求められます。このため、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。

(3) 様々な状況にあるこども・若者や家庭等への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、経済的困窮等、こども・若者及びその家庭が抱える生きづらさや困難な状況は様々です。生きづらいついていたり困難な状況にあったりするこども・若者及びその家庭を取り残さないよう、行政、関係機関、地域等が連携して、生きづらさや困難な状況が解消されるように支援していきます。

(4) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる場所を提供することは、こども・若者の健全な育成に寄与するだけでなく、子育て当事者や地域住民にも親睦・交流の居場所となり得ることから、地域における居場所づくりを進めます。

(5) 生涯にわたる学びの保障

就学前教育や学校教育をはじめ、社会人になってからの学び直しや生涯学習の機会提供により、生涯にわたって人生を豊かに過ごせるよう支援します。

第4章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆計画の基本理念◆

みんなで支えあう、
こども・若者・子育てに優しいまちづくり

本市の子ども・子育て支援事業計画において、「すべてのこどもが心豊かに成長でき、誰もが安心してこどもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進」を基本理念に掲げ、こどもが健やかに育ち、地域で支え合いながら、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりに取り組んできました。

このような従来の子ども・子育て支援事業計画の考え方に加えて、若者を含む施策に取り組むことで、こども・若者の最善の利益が優先され、こども・若者・子育て当事者がそれぞれの状況に応じて幸せに暮らしていける社会の実現を目指す必要があります。このため、本計画では「みんなで支えあう、こども・若者・子育てに優しいまちづくり」という基本理念掲げ、各施策に取り組むこととします。



2. 計画の基本目標

本計画では、次の3つを基本目標としながら、基本理念を実現する施策を展開していくこととします。

基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の最善の利益を図る環境を整えていく必要があります。このため、こども・若者が生まれながらにして権利の主体であることが理解されるとともに、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現ができる多様な人格をもった個として尊重され、権利を保障することにより、こども・若者の最善の利益を図る環境づくりに取り組みます。

基本目標2 こども・若者のライフステージに応じた支援

こども・若者は、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各成長段階で様々な学びや体験により成長することで、自立した社会生活を送るようになりますが、成長過程においては、こども・若者の置かれた環境への依存度が大きな影響を与えます。このため、こども・若者が自分らしく社会生活を過ごせるようになるまで、関係機関・団体が連携して、連続性・継続性をもって支援することに努めます。また、こども・若者の課題やニーズは、各成長段階で異なるため、子育て当事者の課題やニーズも把握しながら、こども・若者の各成長段階に応じた支援を行っていくことに努めます。

基本目標3 こども・若者を支える子育て当事者への支援

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るには、子育て当事者への支援が必要なことから、子育て当事者を市全体で支え、子育て当事者の課題やニーズに応えられるように努めます。また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と家庭との両立に悩んだりすることなく、自らも心身ともに健康でこども・若者と向き合えることが、こども・若者の健やかな成長につながります。このため、子育てに関する経済的支援や子育て支援に取り組むとともに、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭、障害のあるこども・若者のいる家庭、外国につながりのあるこども^(※)や子育て家庭等、こども・若者を育てる世帯の個々の状況に応じた支援に努めます。

3. 施策体系

◆計画の基本理念◆

みんなで支えあう、
こども・若者・子育てに優しいまちづくり

基本目標	基本施策
1 こども・若者の最善の利益を守る 環境づくり	1-1 こども・若者の権利の理解促進
	1-2 こども・若者の意見表明の保障
	1-3 こども・若者の権利擁護
2 こども・若者のライフステージに 応じた支援	2-1 教育・保育サービスの充実
	2-2 学校教育の充実
	2-3 こども・若者の安全・安心の確保
	2-4 こどもの居場所づくり
	2-5 障害や発達等に特性のあるこども・若者 への支援
	2-6 生きづらさを抱えるこども・若者への支援
	2-7 結婚と子育ての希望をかなえる支援
	2-8 就労に向けた支援
3 こども・若者を支える 子育て当事者への支援	2-9 生涯にわたる学びの提供
	3-1 子育てを支える環境の整備
	3-2 母子保健の充実
	3-3 経済的支援の推進
	3-4 配慮が必要な子育て家庭への支援

第5章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり

1-1 こども・若者の権利の理解促進

【取組の方向】

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくためには、こども・若者の権利に関する市民への理解を促進していくことが必要です。このため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について、こども・若者をはじめ、地域住民や子育て当事者、教育・保育関係者等に対して広く周知し、市全体で共有を図れるように努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども・若者の権利に関する周知・啓発	こども・若者が権利の主体であることが認識されるとともに、多様な人格・個性が尊重され、こども・若者の最善の利益が図られるよう、市民に対して周知・啓発に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
人権教育及び啓発の充実	こども自身が人権課題を「ひとごと」ではなく、自らに関係する「わがこと」としてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する態度を育むよう支援します。また、人権の花運動や次世代間交流等を通じて、次代を担うこどもたちが生命の尊さを学び、協力、感謝することの大切さと優しさ、思いやりのある豊かな心を育成します。	○	○	○			

1-2 こども・若者の意見表明の保障

【取組の方向】

こども・若者の年齢や発達の段階に応じた意見を述べる場や機会を作るとともに、こども・若者が意見を形成する支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが求められています。このため、こども・若者が意見を述べられる場や機会をつくることにより意見を伺うとともに、出された意見については施策の実現可能性等を考慮しつつ、施策への反映に努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども・若者の意見表明の保障	こども・若者の年齢や発育状態に応じて意見交換ができるよう、地域全体でこども・若者の権利をめぐる理解を促進するとともに、こども・若者の意見表明・参加の促進に努めます。また、教育・保育の場や各家庭をはじめ、相談支援等のあらゆる場面や機会において、こども・若者が意見表明できることを周知・啓発します。	○	○	○	○	○	○
こども・若者の意見の場づくりと反映	本計画の策定、実施等について、各種調査やワークショップ等の手法により、こども・若者の意見表明の場づくりを行います。		○	○	○	○	

1-3 こども・若者の権利擁護

【取組の方向】

いじめや虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、国全体でいじめや虐待への対応を強力に進めていく必要があります。このため、学校等におけるいじめの早期発見・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して虐待事案の把握と早期対応に努め、こども・若者の権利侵害の防止に努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
綾部市要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止ネットワークの充実	虐待防止、早期発見、早期対応を行うため、綾部市要保護児童対策地域協議会の構成組織で情報を共有し、役割分担等の連携による適切な対応を図ることに努めます。また、個別のケース検討会議においては、児童虐待対応アドバイザーの指導・助言を得る機会を増やしていきます。さらに、児童等に対する必要な支援を行うこども家庭センター（児童福祉機能）の運営を行います。	○	○	○			○
児童相談所等との連携強化	虐待の内容に応じ専門的な対応ができるよう、児童虐待の対応体制の強化を図ります。児童虐待に対し、迅速な対応が求められることから、地域のこどもを地域で守り、虐待を未然に防止するための取組の強化を図ります。	○	○	○			○
児童虐待防止に関する啓発活動	市民向けの啓発活動の充実のため、今後も街頭啓発を積極的に行い、市民にオレンジリボンや啓発グッズを配布し、啓発に努めます。FMいかるへの出演を通じ、市民啓発に努めます。	○	○	○			○
虐待防止のための臨床心理士相談の推進	臨床心理士による相談の機会を設け虐待の未然防止に努めます。	○	○	○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
D V等被害者支援	D Vの根絶に向けた啓発の実施とともに、警察や京都府家庭総合支援センター等の関係機関と連携し、D V被害者や様々な困難を抱える女性の相談支援を行うことで、面前D Vや児童虐待の未然防止やこどもの安全を図ります。また、相談者の増加が見込まれる中、担当職員や相談員のさらなるスキルアップを図り、相談支援の充実に取り組めます。						○
いじめ防止対策の充実	「綾部市いじめ防止基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ問題の未然防止と積極的な認知を含む早期発見、早期対応に努めます。		○	○			

基本目標２ こども・若者のライフステージに応じた支援

２－１ 教育・保育サービスの充実

【取組の方向】

本市のこどもの人口は減少傾向にありますが、核家族化や共働き世帯の増加の影響により保育ニーズは高まっています。このため、こどもと子育て当事者が安全・安心に教育・保育サービスを利用することができる環境整備に努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
一時預かり事業の充実	教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を支援するため、一時預かりの実施に対し民間保育所等補助金の交付を行い、事業の充実を図ります。	○					○
時間外保育事業（延長保育事業）の充実	仕事と育児の両立の支援に向け、保育所等において、認定された利用時間を超えて保育を行う時間外保育事業（延長保育事業）の実施に対し民間保育所等補助金の交付を行い、事業の充実を図ります。	○					○
病児保育の推進	綾部市立病院内の病児保育室「にじいろルーム」で病児保育事業を実施しており、保護者のニーズにあわせた事業の運営に努めます。	○	○				○
放課後児童健全育成事業（放課後学級）の充実	就労等で昼間保護者がいない家庭の児童を預かる「放課後学級」について、市内 10 小学校校区全てに設置しています。児童の安全や安心の確保に努めながら、さらなる内容の充実と質の向上、安定した運営に取り組めます。		○				○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施	子育ての支援を受けたい人(依頼会員)と、子育ての支援を行いたい人(提供会員)が育児に関する援助活動を相互に行う、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図っていきます。本事業を市民に広く周知し、会員の確保、特に「提供会員」の確保に努めます。	○	○				○
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施します。	○					○
幼稚園・保育所等からの情報提供の推進	幼稚園・認定こども園・保育所・地域子育て支援センターにおいて、子育てや行事、交流会、未就学児に対する施設開放等に関する情報を提供します。	○					○
幼児交流の実施	幼稚園、認定こども園・保育所の就園児童が交流する機会について継続します。	○					
幼児期の教育の充実(認定こども園・保育所)	幼保連携型認定こども園教育・保育要領または保育所保育指針の確実な実施を進めます。また、各園に配置されている子育て支援推進保育士と担任との連携を図り、児童虐待の未然防止の観点を含め、園内研修を充実します。	○					○
幼児期の教育の充実(幼稚園)	幼稚園教育要領を踏まえた教育活動により、幼児教育の充実を図ります。また、綾部市学校教育研究会や中学校ブロック研究会等において教員の研究・研修に努めます。	○					○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
保育士等の研修の充実	地域における子育ての専門家である保育士等に対して、質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応や児童虐待防止の観点等から、資質の向上のため参加しやすい研修会を行います。	○					○
保育士人材確保事業の推進	京都府保育人材マッチング支援センターが主催する保育士等の合同就職説明会への参加について、市内保育所等に促し、保育士不足の解消を目指します。	○					○
保育・教育施設の充実と整備	施設や備品等の整備等、教育・保育施設の継続的な維持管理、充実を図ります。社会福祉法人に対しては、国や京都府の補助金制度を活用しながら、民間保育所等補助金交付事業を実施し、施設や備品等の整備を推進します。	○	○	○			○
乳幼児の健全育成活動の推進	乳幼児の健全育成活動を実施する事業者等に対し、運営に要する経費の一部を補助し、活動の推進を支援します。	○					○

2-2 学校教育の充実

【取組の方向】

こどもが安心して過ごし学べる質の高い学校教育は、こども・若者の成長過程や人生において重要な役割を担っています。このため、学習機会・学力の保障、発達・成長の保障、安全・安心な居場所、身体的・精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割としつつ、時代の流れにも対応できるように取り組みます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
幼児教育の推進	幼児期での教育の重要性を踏まえ、教育や指導内容の充実を図り、幼児一人ひとりの個性と豊かな情操、基本的生活習慣等を育成できる幼稚園教育を目指します。	○					
確かな学力の育成	児童生徒の学力の状況を客観的に把握・分析し、小中一貫教育のもと、学習意欲の向上や教育活動の充実を基盤として、学力の充実・向上に努めます。		○	○			
健やかな心身の育成	幼児児童生徒が生涯にわたっていきいきとたくましく生きるために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や危機対応能力の育成を図ります。	○	○	○			
幼児期の教育・保育と小学校教育の連携の推進	幼稚園・認定こども園・保育所等の就学前施設から小学校への円滑な連携を図り、学びと育ちの連続性のあるアプローチカリキュラム ^(※) やスタートカリキュラム ^(※) の充実を図ります。	○	○				
幼稚園・学校や教職員の評価システムの推進	学校関係者評価を幼稚園・学校運営に活かしていきます。	○	○	○			
地域とともにある学校づくりの推進	学校運営協議会を活用し、地域社会の協力を得て教育を進めます。		○	○			

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
勤労体験学習の実施	こどもたちの勤労体験学習を実施します。		○	○			
郷土愛を育む事業の実施	こどもたちに生まれ育った郷土に誇りを持ってもらうため、体験を通してふるさと綾部を愛する心を育てていきます。		○	○			
学習習慣定着に向けた支援	児童生徒に対して、基礎学力を高め、進路を保障するために、個に応じた指導方法の工夫・改善を進めます。また、目的意識・将来展望の育成等、キャリア教育を充実し、希望進路の実現に努めます。		○	○			
心の教育の推進	こどもたちの豊かな人間性や社会性等を育む心の教育や道徳教育を推進します。	○	○	○			
学校・幼稚園・保育所等の食育の推進	学校・幼稚園・保育所等で、農業体験や調理体験等を実施し、幼児児童生徒の食育の推進を図ります。また、認定こども園、保育所相互の積極的な情報交換を図り、研修等を通じて食育の推進を図ります。	○	○	○			○
小規模特認校制度の実施	自然豊かな環境の下、少人数による学習で特色ある教育活動を推進する綾部市立小学校に通学区域外の児童が就学することを認める制度を実施します。		○	○			○

2-3 こども・若者の安全・安心の確保

【取組の方向】

こども・若者の健やかな成長のため、関係機関や地域住民とともに、交通事故、犯罪被害、災害等に対する安全の確保と、非行防止や喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性の周知等に努め、こども・若者にとって安全・安心なまちづくりに努めます。

また、インターネットが普及し情報が氾濫する現代において、こども・若者が正しいインターネットの利用方法を身につけ、情報を取捨選択して活用するスキルが求められるため、情報リテラシー^(※)やインターネットの正しい利用に関する啓発に取り組みます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
交通安全灯の設置	夜間の犯罪及び事故防止に向けて、交通安全灯の整備を推進します。	○	○	○	○	○	○
交通安全対策の実施	交通事故多発地点等の危険箇所へのガードレールやカーブミラー等の設置については、優先順位を確認しながら、必要性に応じた改善に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
交通安全思想やマナーの指導、啓発の実施	こどもが交通事故に遭わないよう、交通安全思想や交通安全マナー等の啓発を行います。	○	○	○	○	○	○
綾部幼児交通事故防止連絡会の活動の推進	綾部市幼児交通事故防止対策連絡会に参加し、情報を得るとともに、研修の場と捉え、指導力の向上を図ります。	○					○
こどもの犯罪被害防止対策の実施	関係機関と連携を密にし、防犯に関する街頭啓発や総会等の場で講演会等を行い、防犯意識の向上を図る取組を進めます。	○	○	○	○	○	○
子ども110番の家の周知	こどもの安全を守るため、地域のボランティアの協力のもと設置する「子ども110番の家」について周知を行うとともに、こどもが自分の身を守るための行動がとれるよう指導を充実します。	○	○	○			

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
地域の見守り活動の推進	地域のこどもを見守り、育む機運が高まるよう、地域ボランティアや関係団体等と連携し取組を推進します。	○	○	○			○
こどもの安全に関する情報発信	保護者連絡システムで、こどもの安全に関する情報を発信します。		○	○			○
不審者防犯安全対策、防犯訓練対策の実施	こどもたちの安全確保のため、警察等の関係機関と連携し、不審者防犯安全対策、防犯訓練等を行います。	○	○	○			
学校・保育所等における災害に対する啓発活動や訓練の実施	学校・保育所等で、火災や自然災害への対応について防災講座や訓練を実施し、災害に対する啓発と実践力の向上に努めます。	○	○	○	○	○	○
災害時対策の推進	民生児童委員の協力を得て、障害のあるこどもの「あんしんカード（災害時要援護者支援台帳）」への登録を勧め、平常時からの見守りや災害時の支援等、有効に活用していきます。また、家族のみでの避難が困難な家庭について、地域の自主防災組織や相談支援専門員等と協力し、個別避難計画を作成します。	○	○	○	○	○	○
災害時の妊婦・乳幼児・障害のあるこどもへの配慮	避難所生活においては、妊婦・乳幼児・障害のあるこどもに対して必要な配慮をします。	○	○	○			○
公園の遊具等の安全点検や整備	遊具等の安全確保のために、各種公園等の安全点検及び補修・改修等を実施します。ふれあい牧場の遊具については、来場者の安全を図るため、安全点検の実施に努めます。	○	○	○	○	○	○
青少年健全育成に係る啓発活動の実施	F M いかるでの広報等、非行防止等に関する啓発活動を実施します。		○	○	○		
青少年健全育成のために家庭と関係機関との連携の推進	家庭教育情報誌「きずな」による情報提供や「全市一斉声かけ」（青少年育成連絡協議会主催）の取組等、家庭、地域、PTA、こども見守り隊等、関係機関との連携を推進します。		○	○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
インターネットの利用に関する啓発	インターネット利用の低年齢化が進む中、フィルタリングの利用や利用時間の制限、情報の取捨選択等、こども・若者が適切な利用につながる情報の周知・啓発に取り組みます。	○	○	○			
性に関する学習の推進・デートDVの予防啓発の実施	自己の性を受容して自己を大切にしようとする態度を培うよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。また、高校生等を対象としたデートDVに関する周知・啓発を実施します。		○	○			
非行と薬物乱用の防止	非行防止教室や薬物乱用防止教育等、各学校において発達段階に応じて実施します。		○	○			
学校保健や地域保健連絡会の連携促進	関係課との連携を継続し、思春期対策に努めます。		○	○			

2-4 こどもの居場所づくり

【取組の方向】

こどもの「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、好きなことをしたり、居心地がよいと感じられる場所、時間、人との関係性の全てが「居場所」になり得ます。つまり、その場を居場所と感じるかどうかは、こども本人の意思によるところが大きいという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。

このため、多くのこどもの居場所である施設をはじめ、各種事業によりこどもにとって居心地が良い「居場所」の提供に取り組めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
あやっこひろば（綾部市子育て交流センター）の利用促進	新たに整備されたあやっこひろばは、雨天の際でも広い屋内の遊具でのびのびと遊ぶことができる施設です。また、親子の交流促進や子育て親子への支援・相談、市内の子育てに関する情報発信等も行います。本市における子育て支援の拠点としての利用促進に努めます。	○	○				○
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センター事業（各支援拠点が実施するひろば、子育てサークルへの活動支援、ネットワークづくり、未就園児童親子の交流機会の提供、子育て支援情報の提供等）に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	○					○
放課後子ども教室の充実	こどもたちの居場所づくりと体験活動を推進するため、各小学校施設を活用し、放課後等に様々な活動を行います。また、より多くの市民に関わっていただくため、教室の周知に努めます。		○				

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
放課後子ども総合プランの取組の推進	放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業(放課後学級)を実施するに当たっては、連携型による豊かな体験活動の提供に努めます。また、連携型を継続しながら、一体型の実施に向けて検討を進めます。		○				
公民館事業の促進	こどもが参加しやすい事業を小・中学校と連携しながら実施できるよう公民館に呼びかけていきます。	○	○	○	○	○	○
校庭等の開放	校庭等を開放し、市民や文化・スポーツ団体の利用促進を図ります。	○	○	○	○	○	○
児童館・児童センターの整備や充実	施設や備品の充実を図り、子育て中の保護者や児童が集い交流できる場を提供します。	○	○	○			○
児童館・児童センターの活動の充実	児童館・児童センターにおいて、各館の特色を生かしながら、遊びの場の提供や季節行事、ふれあい事業、子育て支援活動等の充実を図ります。行事開催時や日常での利用等において児童・保護者が気持ちよく利用していただける環境づくりに努めます。	○	○	○			○
こどものためのおはなし会等の実施	親子等を対象に「おはなし会」や人形劇、工作教室等を図書館で行います。広報による周知や参加を呼びかけるとともに、内容の充実を図ります。	○	○				○
天文館工作教室等の実施	親子等を対象に、様々な内容の工作教室等を開催するとともに、多くのこどもたちが参加できるよう機会の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○
こども食堂への支援	食事の提供等を通じてこどもや保護者の居場所づくりとともに、地域でこどもを見守る活動に対して、京都府と連携し支援を行います。		○				○
こどもの居場所支援	養育環境等の課題を抱える主に学童期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点の開設を検討していきます。		○	○			○

2-5 障害や発達等に特性のあるこども・若者への支援

【取組の方向】

障害があるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者に対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、個々のこども・若者の状況やライフステージに応じた発育・発達支援や世帯への経済的支援を行います。

また、医療的ケア児や視覚・聴覚障害児等、専門的支援が必要なこどもとその家族への支援のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、特別支援保育・教育の体制の充実に努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
特別支援加配職員の充実	障害のあるこどもの支援のため、こども発達支援施設「あいむ」職員を中心としたサポート体制を推進します。幼稚園、小中学校において、特別な支援を要する児童生徒に支援員・介助員を配置します。認定こども園・保育所では、特別支援保育を実施するための加配保育士を、放課後学級では特別支援加配支援員をそれぞれ配置し、障害のあるこどもが安心して過ごせるよう支援します。	○	○	○			○
児童発達支援の充実	障害等により発達上の支援を要する就学前児童に対して基本的な生活訓練や集団生活適応訓練を行い、保護者に対しては、家庭療育上の助言や発達支援を行います。こども発達支援施設「あいむ」においても同事業を実施し、職員の資質の向上や体制の整備・充実等、安定した事業運営を図ります。	○					○
放課後等デイサービスの提供	学校就学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のあるこどもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。こども発達支援施設「あいむ」においても小学生を対象として同事業を実施します。		○	○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
保育所等訪問支援の提供	保育所等を現在利用中の障害のあるこども、今後利用する予定の障害のあるこどもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。こども発達支援施設「あいむ」においても同事業を行います。	○	○	○			○
障害児短期入所サービスの提供	障害のあるこどもの介助を行う者の疾病その他の理由により、障害のあるこどもが居宅において介助を受けることができない場合に、短期入所サービスを提供します。相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。	○	○	○			○
障害児家庭へのホームヘルプサービスの提供	保護者負担の軽減を図るためにホームヘルプサービスを提供します。相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。	○	○	○			○
日中一時支援の提供	障害のあるこどもの日中における活動の場を提供することにより、障害のあるこどもを日常的に介護している家族の負担軽減や休息の機会を確保します。		○	○			○
障害児相談支援の提供	障害児通所支援の申請に係る支給決定の基礎となる障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。	○	○	○			
児童心理治療施設入所児童への支援	るんびに学園との連携により、児童生徒に対して、教育活動の推進や進路等の支援を行います。		○	○			
季節療育への支援	障害のあるこどもの長期休業中における療育及び保護者の介護負担を軽減するため、季節療育の実施に対して支援します。事業継続のため、団体への支援及び運営面での協力を行います。		○	○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
心身障害児ネットワークの構築	障害の早期発見や早期対応を行うために保健、福祉、医療等の関係機関の緊密な連携を図ります。	○					
適切な就学支援の実施	児童生徒個々の状況に応じた適切な就学支援を行います。また、望ましい就学に向け、関係課・園・学校・医療機関等と連携し相談活動を実施します。	○	○	○			
障害児家庭の交流の促進	こども発達支援施設「あいむ」において通所児童家庭の集いを開催し、子育てについての意見交流を図ります。園から発達支援の必要な児童に関する情報提供があった場合は、関係課と連携し、早期に対応できるようにします。また、こども発達支援施設「あいむ」においても各園との連携を図り、多方面からの通所児童の支援を行っていきます。	○					○
幼児発達サポート事業の推進	幼児発達サポート事業のメンバーとして、集団生活における困難さを抱える児童を把握し支援につなげます。また、子育てに関する保護者支援を行います。からだとことばの教室「すてっぷ」を実施し、就学前の児童の支援として、ソーシャルスキルトレーニング ^(※) を行います。こども支援課、学校教育課が連携し、より良い相談活動の実施に努めます。更に医師の指導助言を取り入れる5歳児健診を実施します。	○	○				○
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施	小児慢性特定疾病児童等の在宅生活に必要な日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	○	○	○	○		○
障害児福祉手当の支給	国の制度に基づき、20歳未満の重度障害児者に対して手当を支給します。制度の周知に努め、適正な支給を継続します。	○	○	○	○		

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
福祉医療費支給事業の実施（重度心身障害児者）	重度心身障害児者に対して医療費の一部を支給し、健康の保持・増進、生活の安定を図ります。	○	○	○	○	○	○
特別児童扶養手当の受給指導の実施	20歳未満の中程度以上の障害児者の保護者に対して特別児童扶養手当の受給案内を行い、中程度以上の障害児者の養育を支援します。	○	○	○	○		○

2-6 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

【取組の方向】

不登校やひきこもりは、本人自身の要因だけでなく、家庭、学校、友人関係等の様々な要因が複雑に絡んでいる場合があります。このため、不登校やひきこもりというだけで問題行動のあるこども・若者だと決めつけられることのないよう配慮しながら、自分らしい自立した社会生活に向かえるよう支援します。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出る等、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

近年、小中高生の自殺者数が増加しており、全国の小中高生の自殺者数は 529 人（令和 6（2024）年）となっています。このため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	京都府の事業を活用し、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、児童生徒・保護者・教師の相談に対応していきます。		○	○			○
教育支援センターの運営	不登校となっている児童生徒に対し、相談や指導を行うことで、社会的な自立や学校復帰に向かうよう支援します。		○	○			
生活保護世帯等学習支援事業	要保護・準要保護世帯の児童生徒に対し、基礎学力の向上を図るための学習支援を行います。		○	○			
ヤングケアラー対策	ヤングケアラーの問題は顕在化しづらいことが多いため、地域住民をはじめ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげます。	○	○	○	○	○	○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ひきこもり支援対策	民生委員・児童委員等と連携して、ひきこもりに関する実態把握に努め、必要な支援につなげます。	○	○	○	○	○	○
自殺予防対策	学校における相談支援体制の充実をはじめ、ホームページ、リーフレット等を活用して様々な相談窓口を周知することで、悩みを相談しやすい環境づくりに努めます。 また、綾部市自殺防止対策連絡会及び綾部市自殺対策協議会を定期的を開催し、自殺対策に関する情報共有を図ります。		○	○			

2-7 結婚と子育ての希望をかなえる支援

【取組の方向】

こども・若者が子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、結婚や出産、子育てをしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。このため、若者への結婚支援、結婚に伴う新生活への支援、子育てに至る生活基盤の安定の確保等により、結婚と子育ての希望をかなえやすい環境整備に努めます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
不妊治療給付事業の実施	人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されています。このような国の動向を踏まえて、不妊又は不育治療を受けている夫婦に対し行う治療費の一部助成について実施するとともに、上限額の拡大も検討していきます。				○	○	○
結婚を希望する方への支援	結婚を望む人への多様な出会いの場を提供する活動を支援します。				○	○	
結婚に伴う新生活の住宅支援	新婚世帯の新生活に伴う経済的負担の軽減を図るため、住宅取得費用等の一部を支援します。				○	○	
子育て世帯のための住宅リフォーム支援	子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上を図るため、子育ての負担軽減を目的に行う住宅リフォームに対し支援します。	○	○	○			○
妊婦のための支援	全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境の充実を図るため出産・子育て応援ギフトを実施します。				○	○	○

2-8 就労に向けた支援

【取組の方向】

こどもが若者へと成長し、自立したおとなとして社会生活を送るようになるためには、自らの生活を支える経済的基盤を築くことが必要です。このため、ハローワーク等の関係機関と連携して、若者の就労支援、再就職支援、就労先とのマッチングの向上、学び直し（リカレント教育^(※) やリスキリング^(※)）の機会提供等、雇用と経済的基盤の安定のための取組を進めます。

また、性別にかかわらず仕事と生活の調和のとれた暮らし方ができるよう、ワーク・ライフ・バランス^(※) や育児休業法等について、企業や労働者に啓発や情報提供を行います。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
技能習得支援にかかる情報提供	関係機関が実施する技能習得支援に関する情報提供を行います。				○	○	○
北京都若者サポートステーションとの連携（出張相談）	15歳から49歳までの現在働いていない方やそのご家族等を対象に、キャリアコンサルタント等の資格を持つスタッフが市役所に出向いて就職についての相談に応じます。			○	○	○	○
育児・介護休業に関する周知・啓発	市内事業所に対し、男性の育児休業や家庭の事情による介護休業の導入等、柔軟な働き方や離職防止に関する法や制度の周知、啓発を行います。					○	○
男女共同参画社会の実現に向けた広報、啓発	綾部市男女共同参画計画「あいプラン」に基づき、市民への意識づけを図るための講座を開催するとともに、企業や団体等へ向けて、女性の能力開発や男女がともに働きやすい職場環境づくりに関する法や制度の周知、啓発を行います。					○	○
保育所等に対する「産休や育休明け入所」の充実	出産及び育休明け時の保育所等への入所促進を図ります。保護者からの相談に対応し、新年度申請や随時の受付を行います。	○					○

2-9 生涯にわたる学びの提供

【取組の方向】

地域での交流やスポーツ・文化活動・趣味等、多岐にわたる場を提供し、こども・若者が生涯にわたり健康で自らの人生を豊かにする環境づくりを推進します。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こどもの社会参加	こどもが自ら社会的体験と社会貢献の機会が持てるように、様々な体験活動への参加機会の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○
こどもの作品等の募集・展示等の実施	こどもの絵画や作文等の展示、発表の機会を確保します。	○	○	○	○	○	○
動植物とのふれあい事業の実施	動物や植物とのふれあいを通じて、こどもたちが命の大切さを学ぶことができる機会を提供します。	○	○				
ジャンボリー（青少年育成連絡協議会主催）の開催支援	こどもたちに様々な体験活動や交流活動の場を提供できるよう、主催団体や実行委員会構成団体と連携しながら事業内容や実施場所等を検討していきます。		○				
スポーツ少年団の育成支援	スポーツ少年団の団員確保に向けた取組に努めます。また、スポーツの魅力を多くのこどもたちに伝え、加入促進につなげるための啓発を推進します。今後もこどもたちの施設使用に対する減免制度を継続し、スポーツ少年等の活動を支援します。		○				
文化・スポーツ交流会や競技会の開催	青少年のニーズに応じた内容を検討するとともに、文化芸術に接し創造し発表できる場を提供していきます。また、交流会についても、より内容が充実するよう工夫を凝らし開催していきます。		○	○	○	○	○
青少年地域活動支援事業の実施	青少年の自主性や協調性を育む活動を促進します。（地域のこども会等に対する補助）		○				

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
乳幼児とのふれあい事業の実施	保幼小連携事業や中学生の家庭科学習等を通して乳幼児とのふれあいの機会を充実します。中学生に乳幼児とふれあう機会を設けて、次代の親づくり事業を推進します。	○	○	○			
こどもと地域住民の交流促進	児童館・児童センターの郷土文化を伝承するイベント、放課後子ども教室等の実施を支援し、こどもと地域住民との交流活動を推進します。また、地域の施設や人材と連携し、社会に開かれた小中一貫教育を充実します。	○	○	○			○
高齢者とのふれあい事業の実施	地域の行事・施設でのふれあいの機会を充実します。また、シルバー・チャイルドハウス事業を継続し、こどもと高齢者のふれあう機会の充実を図ります。	○	○	○			○

基本目標３ こども・若者を支える子育て当事者への支援

３－１ 子育てを支える環境の整備

【取組の方向】

子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるように、子育てに関する様々な相談に幅広く対応し、悩みや困りごとに応じて適切な支援窓口に接続できる相談支援体制を充実します。

また、保健・福祉・教育等、各分野の様々な子育て支援に関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、子育て家庭が求める情報を入手しやすくなるよう、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

さらに、自主的な子育て支援グループ等による地域での子育て活動を支援するとともに、子育てに配慮した施設整備を推進し、地域の子育て力の向上を図ります。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども家庭センターの運営	母子保健機能を担う「ぷくぷく」と、児童福祉機能を担う家庭児童相談室「あや・ほっと」の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置しました。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う拠点としてセンターを運営するとともに、センター機能の周知と利用促進に努めます。	○	○	○	○	○	○
子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）等の利用促進	子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）等による、子育てに対する相談や情報提供、児童からの虐待の通報や相談に対応します。子育て相談や虐待相談件数の増加に伴い、市民への啓発を幅広く行います。深刻なケース事例は、警察や児童相談所につなぎます。	○	○	○			○
子育てメール相談の充実	パソコンや携帯電話等から子育ての相談を受け付け、迅速に対応します。チラシやホームページで子育てメールの周知を図ります。	○	○	○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
家庭児童相談室の充実	家庭児童相談室「あや・ほっと」の家庭相談員が子育て相談に応じ、家庭支援を行います。相談員が研修に積極的に参加して対応スキルの向上に努めるとともに、医療機関や専門的アドバイザーの指導助言を得て対応します。また、家庭児童相談室会議を定期的に開催することにより、事案の進捗状況や各機関との連携の在り方を協議していきます。家庭相談員の役割分担により、関係課・教育委員会との連携がより強くなるよう取り組みます。	○	○	○	○	○	○
子育て学習講座の開催	「子育て講演会」「子育て親育ち講座」を開催し、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。講座の実施に当たっては、保護者のニーズを把握し内容の充実に努めます。	○					○
育児相談の実施	気軽に子育てのささいな疑問や不安を解消できる場の提供に努め、子育て家庭の育児不安解消を図ります。	○					○
子育て支援パンフレット等の作成や配布	子育て支援パンフレット・チラシや子育て応援マガジンを必要に応じて作成し、子育てに関する情報提供を行います。また、地域子育て支援センター等と連携し、遊び場等の施設や医療に関する情報等の掲載等、提供内容の充実に努めます。	○	○	○	○	○	○
保健情報の提供	広報ねっと、市のホームページ、LINE等や母子手帳アプリによる情報提供を行います。	○	○		○	○	○
ホームページ「子育てネット綾部」による子育て情報の提供	ホームページ「子育てネット綾部」で、子育て支援情報の提供を行います。	○	○	○	○	○	○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ブックスタート事業の推進	4か月健診時に絵本を支給し、絵本の読み聞かせのきっかけを提供します。読み聞かせにより、親子のコミュニケーションの時間と豊かな文化にふれあう機会を提供します。	○					○
子育て活動補助金の交付及び情報提供	子育て活動を始めるグループに補助金を交付し、活動を支援します。						○
遊ぼう会の実施	幼稚園において保護者と入所児童や未就園児童がふれあう機会をつくり、子育て家庭の交流を促進します。	○					○
「わくわくランド」事業の支援	綾部市保育協議会主催の子育て応援イベント「わくわくランド」を支援します。わくわくランドでは、こどもと保護者がリラックスして過ごせる遊び場を提供し、家庭で不要となった子育て用品のフリーマーケットを行います。	○					○
おもちゃや図書の使用、貸し出しの実施	親子が気軽に利用できるおもちゃや図書を充実し利用促進を図ります。	○	○	○			○
子育て用品の再利用の促進	家庭で不要となった物品の再利用の促進を図ります。					○	○
公園トイレのベビーシートの設置	公園トイレ整備に当たって、必要に応じてベビーシートの設置を行います。	○					○
トイレの水洗化の普及促進	生活環境の改善とともに公共用水域の水質保全を目的とし、市内全域に水洗トイレを導入できるよう、水洗化の普及促進に努めます。	○	○	○	○	○	○
おむつ替えや授乳スペースの設置	子ども連れの親等が安心して出かけられるように、おむつ替えや授乳スペースの提供に努めます。	○					○

3-2 母子保健の充実

【取組の方向】

新生児を迎えることは、家族にとって母子に関する健康への関心を高めるきっかけになるとともに、こどもにとっては長い人生の成長が始まる重要な出発点となります。このため、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図るとともに、妊娠・出産期から就学前期までの切れ目のない支援をワンストップで行う機能を整え、妊娠期から就学前までのこどもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
親子健康手帳（母子健康手帳）や妊産婦健康診査受診票等の交付	妊産婦の健康の保持や増進を図るために親子健康手帳（母子健康手帳）、妊産婦健康診査受診票等を交付します。	○			○	○	○
母子手帳アプリ活用 の推奨	子育て支援ツールとして、妊娠・出産・子育てをサポートする母子手帳アプリ「あやっこナビ」を運用しています。妊娠中の胎児の成長や母親の体調管理、出産後のこどもの健診記録や成長過程等、親子健康手帳（母子健康手帳）の機能をスマートフォンで管理でき、妊娠週数やこどもの月齢に合わせたアドバイス、子育て情報を手軽に受信できることで子育ての充実感の増加と負担感の減少を図ります。	○	○	○	○	○	○
ぷくぷくひろばの開催	妊婦と生後6か月までの乳児とその家族を対象に、助産師によるマタニティストレッチやベビータッチケアを取り入れた参加者同士の交流会を開催します。産前からの夫婦での育児の協力が必須であるため、父親（パートナー）の参加を促せるよう日曜、土曜開催の回数を増やします。	○			○	○	○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
妊産婦・新生児訪問事業の実施	ハイリスクな妊産婦、医療機関から連絡のあったケースや希望のある方に対し、妊産婦訪問や新生児訪問を行います。	○			○	○	○
こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談に応じ支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげ乳児家庭の孤立を防ぎます。	○					○
乳幼児健康診査の充実と推進	こどもの発育・発達に節目に乳幼児健診を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。また、子育ての相談や情報提供の場として活用します。	○					○
歯科健診や歯科指導の実施	妊婦歯科健診により妊娠期の歯周疾患の早期発見と治療及び予防に努めます。また、口腔衛生の重要性を啓発するためにも受診率が伸びない妊婦歯科検診に対して費用助成を行うことで受診を奨励します。乳幼児健診、育児相談等の事業において、虫歯予防の生活習慣の定着のため、歯科衛生士による指導を実施します。また、要望に応じて虫歯予防のための教室を行います。	○			○	○	○
2歳児歯とことばの検診	2歳6か月児を対象に、歯科検診とことばの発達を確認するための相談の機会として実施します。希望者にはフッ素塗布を実施し、歯科衛生士による歯磨き指導を行い、また必要に応じ言語聴覚士によることばの相談を行います。	○					○
予防接種の推進	予防接種法に定められた定期の予防接種を実施します。また、乳幼児健診の機会に未接種の方に対し、個別に接種勧奨を行うとともに接種率の向上を図るため関係機関と連携します。	○	○	○			○
妊婦等包括相談支援事業の実施	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時より出産育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を目的とした伴走型相談支援と妊婦を対象とした経済的支援を一体的に実施します。	○			○	○	○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
産後ケア事業の実施	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、医療機関への宿泊・休息による休養の機会の提供、助産師等の訪問型、温泉施設でのリフレッシュの場を提供し心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を実施します。	○					○
親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）の実施	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成を図るため、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための「ペアレント・トレーニング」を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。	○	○	○			○
乳幼児栄養指導の実施	乳幼児健診や育児相談、離乳食講座等、保健福祉センターで開催する事業のほか、必要に応じて家庭訪問を行い、管理栄養士が栄養指導を行います。また、地域のサークル等の要望に応じて栄養指導を行います。	○					○
親子クッキングの開催	5歳以上小学生以下のこどもとその保護者を対象に年間4回、日曜日に開催し、親子で料理をし、食に関する正しい情報提供を行い、食への関心を深めます。また、家族の健康的な生活習慣の確立とこどもの健やかな成長を促すよう食育の啓発、推進を図ります。		○	○			○
小児・産科医療の充実	京都府及び京都府立医科大学との連携強化に努め、北部医療センターとの教育支援等に関する協定も活用し、小児医療の充実に取り組みます。また産科医療の近隣医療機関との協力連携を図ります。	○	○	○			○

3-3 経済的支援の推進

【取組の方向】

こども・若者を支える子育て当事者に対して、こども・若者の成長段階に応じた経済的支援を継続的に行っていく必要があります。このため、医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等諸制度の普及促進等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、こども・若者の健やかな成長を支援します。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
子育て支援医療費支給事業の充実	子育て支援の一環として、乳幼児等の医療費を支給します。事業を継続し保護者の経済的負担の軽減に努めます。	○	○	○			○
認定こども園・保育所等の保育料等の軽減	認定こども園・保育所等の保育料について適正な保育料の設定に努めるとともに、保護者負担の軽減に努めます。また、国等の制度に基づいて幼児教育・保育の無償化を行います。なお、実施に当たっては、京都府と連携し、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施され、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう適切に運用します。	○					○
保育所等副食費支援事業の実施	保育所等における副食費について、保護者の経済的負担を軽減するための助成を行います。	○					○
放課後学級利用料の軽減	同一世帯の児童が放課後学級に2人以上入級する場合に2人目の利用料は半額、3人目以降は無料とします。また、生活保護家庭、ひとり親家庭、保護者に一定の障害がある家庭等は利用料を減免します。		○				○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童を養育している方に支給します。令和6（2024）年度より大幅な制度の見直しが行われています。主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降3万円）等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	○	○	○			○
インフルエンザ予防接種費用助成の実施	生後6か月以上中学3年生相当のこどもを対象にインフルエンザ予防接種（任意接種）費用の一部を助成しています。事業を継続し保護者の経済的負担の軽減に努めます。	○	○	○			○
園・学校給食費の補助の実施	保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援するため、幼稚園・小学校・中学校の給食費に対して支援を実施します。	○	○	○			○

3-4 配慮が必要な子育て家庭への支援

【取組の方向】

こども・若者の成長は、家庭の状況や子育て当事者の状態に大きな影響を受けます。できるだけ家庭や子育て当事者の事情がこども・若者の成長に影響を与えないよう、こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい子育て当事者に対して支援を行います。

また、ひとり親家庭はほかの家庭と比べて収入が低いことが多く、経済的に厳しい家庭が多いことから、こども・若者の成長が家庭の経済的事情にできるだけ影響を受けないよう、ひとり親家庭に対して経済的負担の軽減や就労支援等を行います。

さらに、外国人市民の定住も進んでおり、今後、外国人人口は増加するものと推測されます。このため、外国につながる子育て家庭が必要な公共サービスや行政情報を受け、安心して子育てを行うことができるよう、言語や文化の違いに配慮した支援を行います。

【主な取組】

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
生活保護法等による生活支援、養育費の確保等経済的支援の促進	生活保護の適正実施に努めるとともに、生活困窮者支援事業を実施していきます。	○	○	○	○	○	○
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業の実施	制度の適正な活用を継続し、経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を援助します。		○	○			○
入学支度金の支給	経済上の理由により進学困難な家庭に、大学等の入学支度金を支給します。				○		○
実費徴収に係る補足給付	生活保護受給世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について実施します。	○					○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
児童養護施設等入所児童への支援	児童相談所の要請に応じ、児童養護施設等入所児童の退所に向けて、関係機関が連携し支援します。支援に当たっては、児童相談所と連携するとともに、家庭復帰後の支援については、丁寧な支援計画の作成と、施設退所に伴う学校・園との丁寧なカンファレンスに努めます。	○	○	○			○
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭における悩み等についての相談に応じます。こども家庭センターにより、母子・父子自立支援員と保健師が連携した支援に努めるとともに、他機関と連携をして、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を実施します。	○	○	○			○
母子生活支援施設への保護及び自立支援の充実	保護を必要とする母子の入所措置を行い、母子が安心して生活できる場を提供していきます。	○	○	○			○
児童扶養手当の充実	国の制度に基づき、18歳までの児童を養育するひとり親家庭の母又は父等に対して手当を支給し、その自立を支援します。	○	○	○			○
ひとり親家庭に対する子育て支援	国の基準に基づき、0～2歳児を養育するひとり親家庭を対象に、認定こども園、保育所等の保育料を軽減します。	○					○
母子、父子福祉会への支援	母子寡婦福祉会、父子福祉会の活動に対して支援します。	○	○	○	○	○	○
福祉医療費支給事業の実施（ひとり親家庭）	ひとり親家庭の児童及びその母又は父等に対して医療費の一部を支給し、健康の保持と生活の安定を図ります。	○	○	○			○
ひとり親の就労支援の充実	就職に有利な資格を取得するため教育訓練費や養成機関で修学する場合の費用を支援します。			○			○

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
子育て世帯訪問支援事業の実施	訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。	○	○	○			○
育児支援家庭訪問事業の実施	乳幼児健診を通じ、支援が必要なこどもや家庭の把握に努め、継続的な支援を実施します。また、核家族化や社会的背景や経済的問題等、課題は複雑化・複層化していることから、関係機関と連携した取組を強化します。	○					○
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。					○	○
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと協定を結び、自立・就労相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。					○	○
こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会の開催	庁内でこどもの貧困の解消に向けた対策に関係する取組を行っている部署がそれぞれの取組を持ち寄り意見交換の場を設けます。	○	○	○	○	○	○
帰国・渡日の児童・生徒・保護者への支援	日本語の理解が困難な外国人児童生徒・保護者に対し、必要な支援を行います。		○	○			○
妊娠・出産期から子育て期にわたる支援	英語、ベトナム語、中国語等、多言語に対応した母子手帳アプリによる支援を行います。	○	○	○	○	○	○

第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1. こどもの貧困の解消に向けた対策について

こどもの貧困の解消に向けた対策とは、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援やこどもの居場所づくり等に取り組むことです。

貧困という言葉を聞くと、衣食住等の物資の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、現在の我が国ではそのような状況はほとんど見られないため、国全体の生活水準と比較して困窮した生活状態にある「相対的貧困」について、調査に基づく統計を国が3年に1回実施しています。なお、直近の令和3（2021）年時点の調査によると、我が国では「約9人に1人のこどもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からは分かりにくいことがあります。こどもの健やかな成長のために、関係機関・団体とこどもや子育て家庭に関する情報を共有しながら、こどもの貧困の解消に向けた様々な支援を推進していく必要があります。

2. 近年の国の動向

国における近年の動向を見ると、平成25（2013）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26（2014）年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されて以降、こどもの貧困に関する対策が進められてきました。

令和元（2019）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「令和元（2019）年改正法」という。）が成立しました。令和元（2019）年改正法では、こどもの貧困対策は、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けてこどもの権利条約の精神にのっとり推進すること等が追加されるとともに、基本理念の改正のほか、市町村がこどもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると明記されました。

そして、令和6（2024）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「令和6（2024）年改正法」という。）が成立しました。令和6（2024）年改正法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。自治体においては、こども基本法及び（旧）子供の貧困対策に関する大綱を包含したこども大綱を踏まえつつ、法改正の趣旨に沿った形で対策を進めていくことが求められています。

3. こども・子育て世帯の状況調査結果まとめ

本計画を策定するに当たり、こども・子育て世帯を対象に調査を実施しました。なお、結果の概要については資料編に掲載しています。

◆調査期間 令和7（2025）年1月30日～2月21日

◆対 象 小4～中3及びその保護者

◆世帯呼称 等価可処分所得が125万円未満を「世帯区分1」、125万円以上を「世帯区分2」

保護者の回答結果より

- こどもへの進学期待について、世帯区分1の方が「高等学校まで」の比率が高く、大学・短大等を想定する割合が低くなっている。
- 学習塾等の通塾について、世帯区分1の方が「通わせている」割合が低くなっている。
- 収支状況について、世帯区分1の方が“赤字（貯蓄取崩し・借金）”の割合が高い。
- 世帯年収（手取額）について、ひとり親世帯は「200万円未満」の割合が高い。
- 経済的な困難経験について、世帯区分1の方が生活に必要なものが多くなっている。
- 身近な相談先について、世帯区分1の方が「家族・親戚に相談できる」割合は低い。
- こどもを育てるうえで必要と思う支援について、世帯区分にかかわらず「医療費の軽減」と「奨学金制度の充実」の割合は高い。
- 無料の学習支援やこども食堂への参加意向について、世帯区分1の方が割合は高い。

こども（小4～中3）の回答結果より

- 進学希望について、世帯区分1の方が「高等学校まで」の比率が高く、大学・短大等を想定する割合が低くなっている。
- 学校の勉強の理解度について、世帯区分1の方が“分かる”割合は低くなっている。
- 学校以外で1日当たりどのくらい勉強するかについて、世帯区分1の方が“1時間以上”の割合は低くなっている。
- 1週当たりどのくらい読書をするかについて、世帯区分1の方が“1時間以上”の割合は低くなっている。

調査結果から、世帯収入が、進学、学習機会、学習理解度等に連動していることが分かります。また、世帯区分1の方が、無料の学習支援やこども食堂への参加意向は高くなっています。

子育て世帯の経済的状況がこどもの成長に影響を与えることを認識し、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組む必要があります。

4. 本市の取組について

こどもが成長して若者となり、夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指すため、生まれ育った環境により将来の実現可能性や成長が左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、成育環境の整備と教育の機会均等、経済的支援等を図り、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための体制を構築します。

取組の方針として、こども大綱を踏まえ、「教育の支援」「生活の安定に資する支援」「就労支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき各種支援策を推進するとともに、複合的な課題の解決に向けた「庁内連携による包括的な支援」に取り組めます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、全てのこどもが能力・可能性を最大限発揮し、それぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びの支援を推進します。

事業等	取組内容
学習習慣定着に向けた支援	児童生徒に対して、基礎学力を高め、進路を保障するために、個に応じた指導方法の工夫・改善を進めます。また、目的意識・将来展望の育成等、キャリア教育を充実し、希望進路の実現に努めます。
生活保護世帯等学習支援事業	要保護・準要保護世帯の児童生徒に対し、基礎学力の向上を図るための学習支援を行います。

(2) 生活の安定に資する支援

相対的貧困にある世帯が日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないよう、関係団体・機関との連携のもと早期発見に努めるとともに、支援が必要な世帯に制度を確実につなげることで生活面での支援を推進します。

事業等	取組内容
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭における悩み等についての相談に応じます。こども家庭センターにより、母子・父子自立支援員と保健師が連携した支援に努めるとともに、他機関と連携をして、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を実施します。
こども食堂への支援	食事の提供等を通じてこどもや保護者の居場所づくりとともに、地域でこどもを見守る活動に対して、京都府と連携し支援を行います。

(3) 就労支援

全てのこどもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭や保護者の状況に応じた就労に関する支援を行い、生活基盤の確保につなげます。

事業等	取組内容
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと協定を結び、自立・就労相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。
技能習得支援にかかる情報提供	関係機関が実施する技能習得支援に関する情報提供を行います。
北京都若者サポートステーションとの連携（出張相談）	15歳から49歳までの現在働いていない方やそのご家族等を対象に、キャリアコンサルタント等の資格を持つスタッフが市役所に出向いて就職についての相談に応じます。
ひとり親の就労支援の充実	就職に有利な資格を取得するため教育訓練費や養成機関で修学する場合の費用を支援します。

(4) 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を支えることで適切な養育環境の確保に努めます。

事業等	取組内容
生活保護法等による生活支援、養育費の確保等経済的支援の促進	生活保護の適正実施に努めるとともに、生活困窮者支援事業を実施していきます。
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業の実施	制度の適正な活用を継続し、経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を援助します。
入学支度金の支給	経済上の理由により進学困難な家庭に、大学等の入学支度金を支給します。
実費徴収に係る補足給付	生活保護受給世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について実施します。
児童扶養手当の充実	国の制度に基づき、18歳までの児童を養育するひとり親家庭の母又は父等に対して手当を支給し、その自立を支援します。

事業等	取組内容
ひとり親家庭に対する子育て支援	国の基準に基づき、0～2歳児を養育するひとり親家庭を対象に、認定こども園、保育所等の保育料を軽減します。
福祉医療費支給事業の実施（ひとり親家庭）	ひとり親家庭の児童及びその母又は父等に対して医療費の一部を支給し、健康の保持と生活の安定を図ります。

（５）庁内連携による包括的な支援

関係部署が連携した横断的な支援体制を構築し、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

事業等	取組内容
こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会の開催	庁内でこどもの貧困の解消に向けた対策に関する取組を行っている部署がそれぞれの取組を持ち寄り意見交換の場を設けます。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国及び京都府等の動向を踏まえ、「綾部市子ども・子育て会議」や関係部署を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者に対する支援の充実と本計画の着実な実施に取り組めます。

また、子育て当事者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、こども施策のさらなる充実に反映することで、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向けた取組を推進します。

2. 計画の進捗管理と評価

計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業等の実施状況や進捗について評価・検証する必要があります。

このため、アンケート調査をはじめ、関係団体等との意見交換の機会等を活用し、本計画の成果を把握・点検するとともに、「綾部市子ども・子育て会議」において進捗状況の報告・審議を行います。

なお、計画期間中であっても、国及び京都府の動向や「綾部市子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。

3. 評価指標の設定

計画の進捗を評価するため、次のとおりの指標を定め、定期的な確認を行うことで、計画に基づく取組状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図ります。

(1) 活動指標

指標	単位	現状値	目標値
こども・若者の意見表明の場づくり	回/年	0	3
園内研修の実施（保育所・こども園）	回/年	75	75
園内研修の実施（幼稚園）	回/年	45	45
学校運営協議会の開催	回/年	3	3
子育て学習講座の開催	回/年	10	10
母子手帳アプリ登録者数	人/年	400	1100
ぷくぷくひろばの参加者数	人/年	100	110
子育て支援医療費支給事業	—	実施	継続

(2) 成果指標

指標	現状値	目標値
自分は、今、幸せだと感じるこども・若者の割合 ※「そう思う」の割合	小4～小6：65.0% 中1～中3：47.8% 16～39歳：33.5%	割合の増加
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合 ※「明るい希望がある」の割合	小4～小6：47.7% 中1～中3：30.1% 16～39歳：15.9%	割合の増加
社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）こども・若者の割合 ※“あった（ある）”の割合	小4～小6：38.5% 中1～中3：49.1% 16～39歳：45.1%	割合の減少

資料編

1. こども・若者支援及び子育て世帯の状況調査結果（概要）

◆調査期間 令和7（2025）年1月30日～2月21日

対象	配布数	回収数	回収率
小4～中3	1,440 票	337 票	23.4%
小4～中3の保護者	1,440 票	337 票	23.4%
16～39 歳	1,000 票	182 票	18.2%

《所得階層による世帯の呼称について》

- (1) 世帯の人数と世帯全員の収入を合わせた手取額（令和6（2024）年の1年間）に関する設問（保護者用 問2 及び問10）により、当該世帯の等価可処分所得（世帯年収を世帯人員の平方根で除した額）を算定します。
- (2) 上記（1）により算定した等価可処分所得の中央値（今回の調査では 250 万円）の半分の値である 125 万円未満となる世帯を「世帯区分1」、等価可処分所得が 125 万円以上となる世帯を「世帯区分2」と呼称します。

等価可処分所得の範囲	世帯の呼称
125 万円未満	世帯区分1
125 万円以上	世帯区分2

《家族形態による世帯の呼称について》

- (1) 配偶者の有無の設問（保護者用 問4）において「配偶者はいない」と回答した世帯を「ひとり親世帯」と呼称します。
- (2) 配偶者の有無の設問（保護者用 問4）において「配偶者がいる」と回答した世帯を「ひとり親世帯以外」と呼称します。

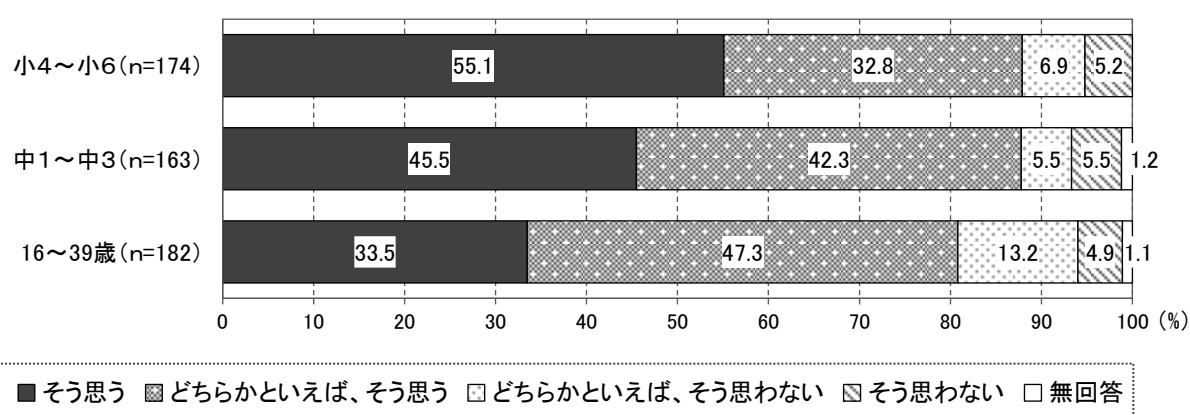
家族形態	世帯の呼称
配偶者はいない	ひとり親世帯
配偶者がいる	ひとり親世帯以外

◆こども・若者調査に関する項目 ※小4～中3及び16～39歳調査結果より

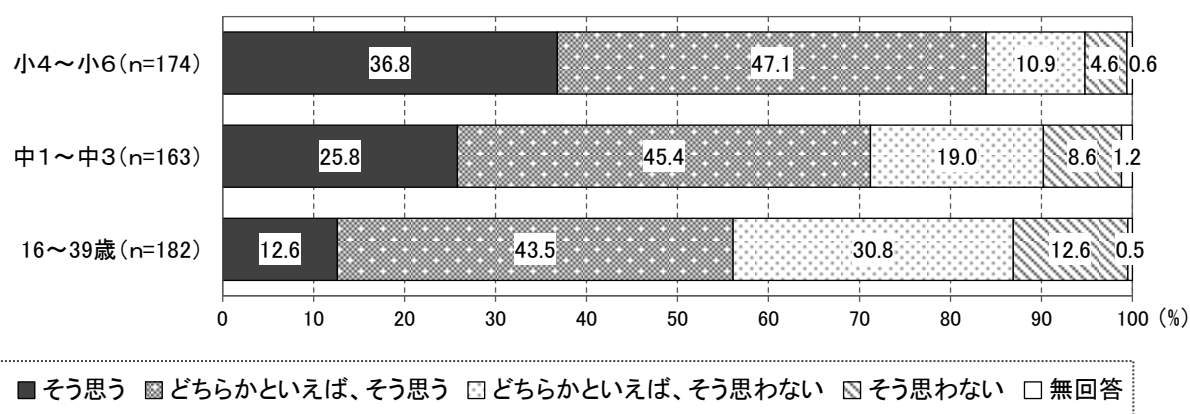
(1) 自分自身に関する意識について

次の(1)-1～(1)-4の結果を見ると、年齢が高くなるにつれて「そう思う」（自分自身への肯定的な意識）の割合は低くなっています。

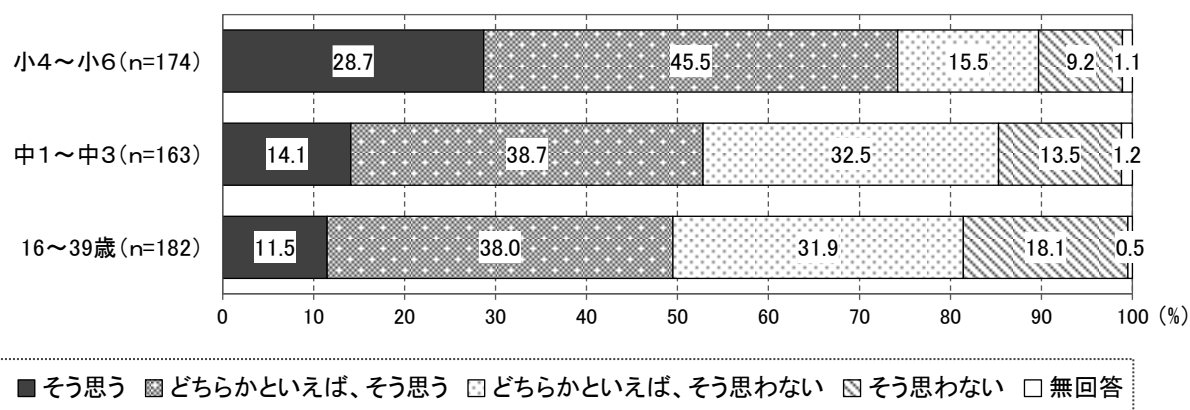
(1)-1：自分には自分らしさというものがあると思う



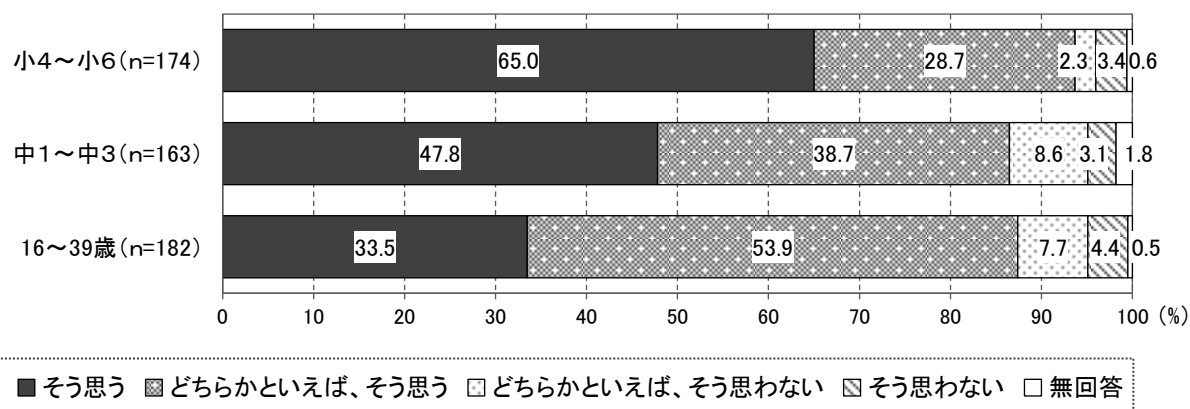
(1)-2：今の自分が好きだ



(1)-3：自分自身に満足している



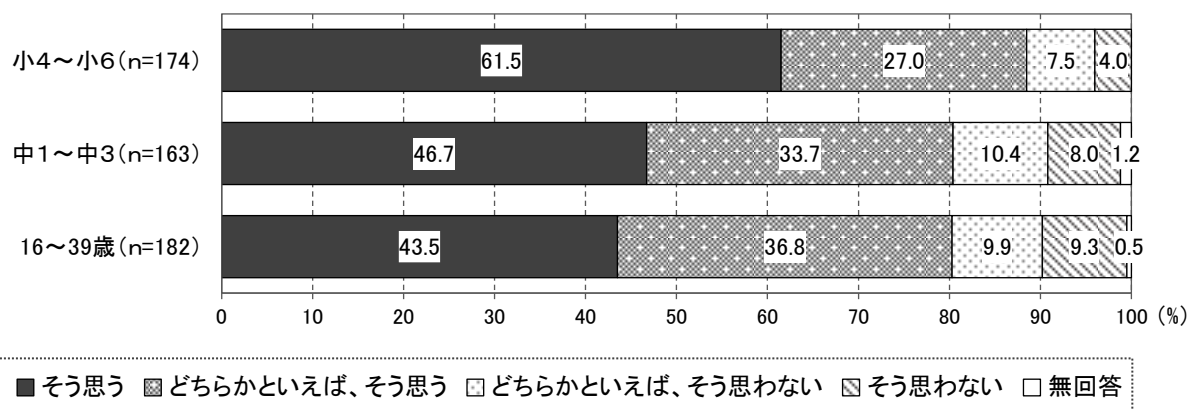
(1)-4：自分は、今、幸せだと感じる



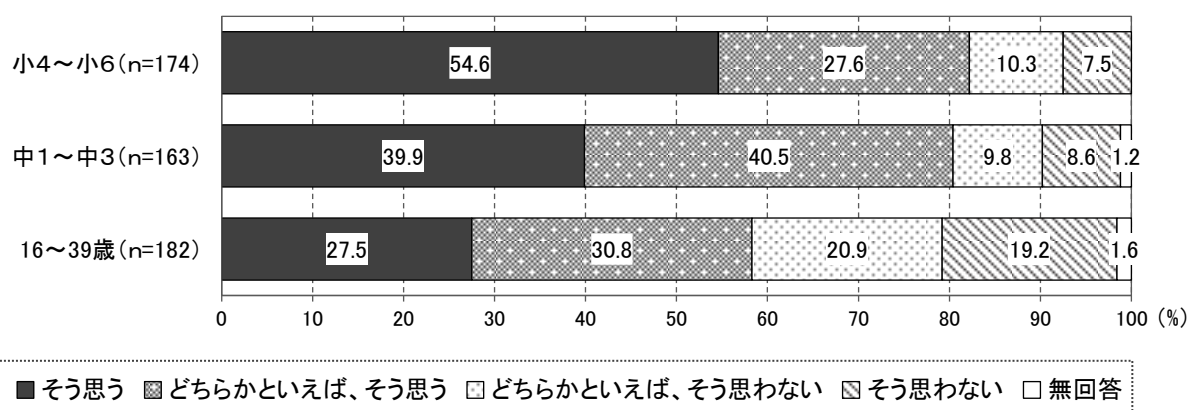
(2) 身近な相談先について

次の(2)-1～(2)-3の結果を見ると、年齢が高くなるにつれて「そう思う」（身近な相談先がある）の割合は低くなっています。

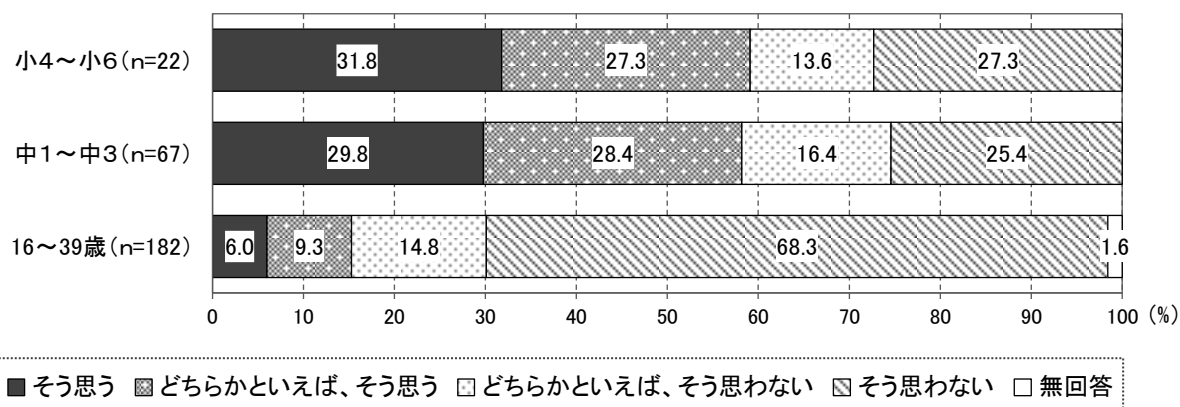
(2)-1：家族や親せきは何でも悩みを相談できる



(2)-2：学校の友人（かつての同窓生含む）は何でも悩みを相談できる



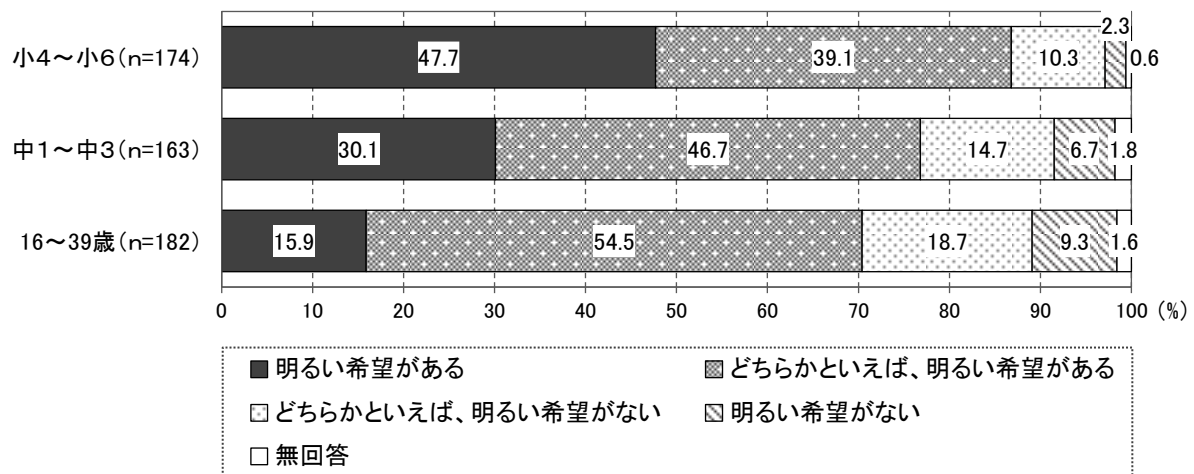
(2)-3：インターネット上における人やグループは何でも悩みを相談できる



(3) 将来への希望について

次の(3)-1の結果を見ると、年齢が高くなるにつれて「明るい希望がある」の割合は低くなっています。

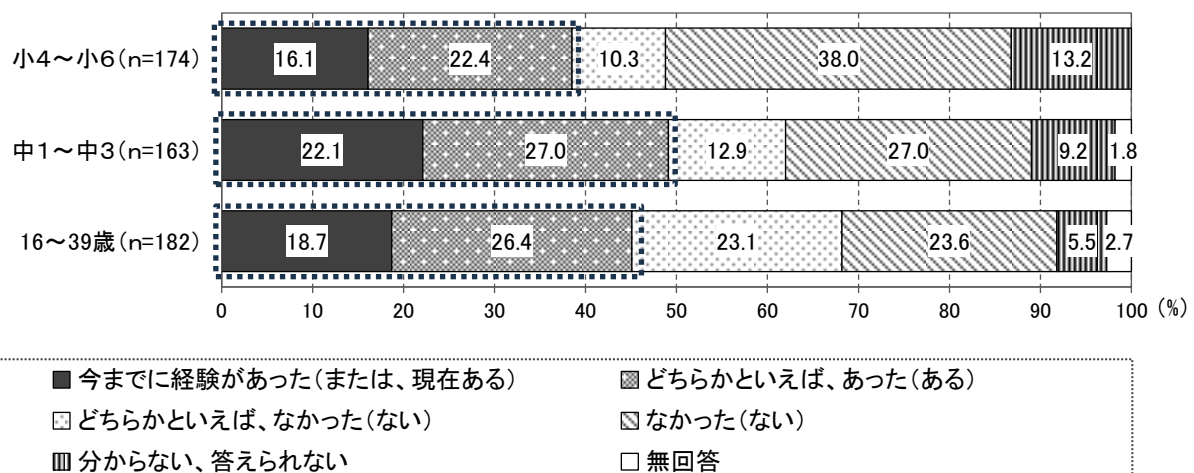
(3)-1：自分の将来について明るい希望を持っているか



(4) 社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことについて

次の(4)-1の結果を見ると、「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」を合わせた“あった（ある）”について、年齢層にかかわらず4割～5割程度の人が“あった（ある）”と回答しています。

(4)-1：社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことがあるか



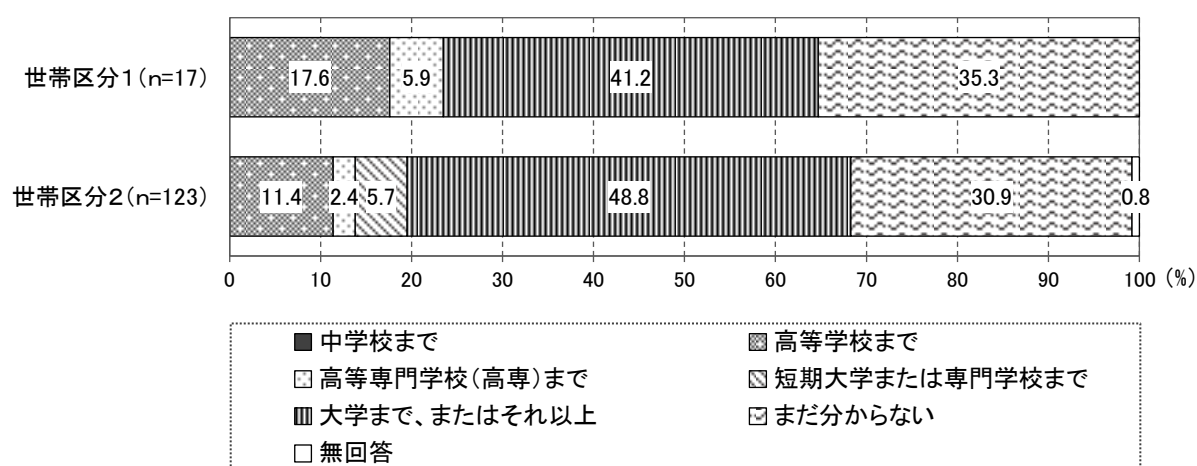
◆こどもの貧困調査に関する項目 ※小4～中3の保護者調査結果より

(1) こどもの教育について

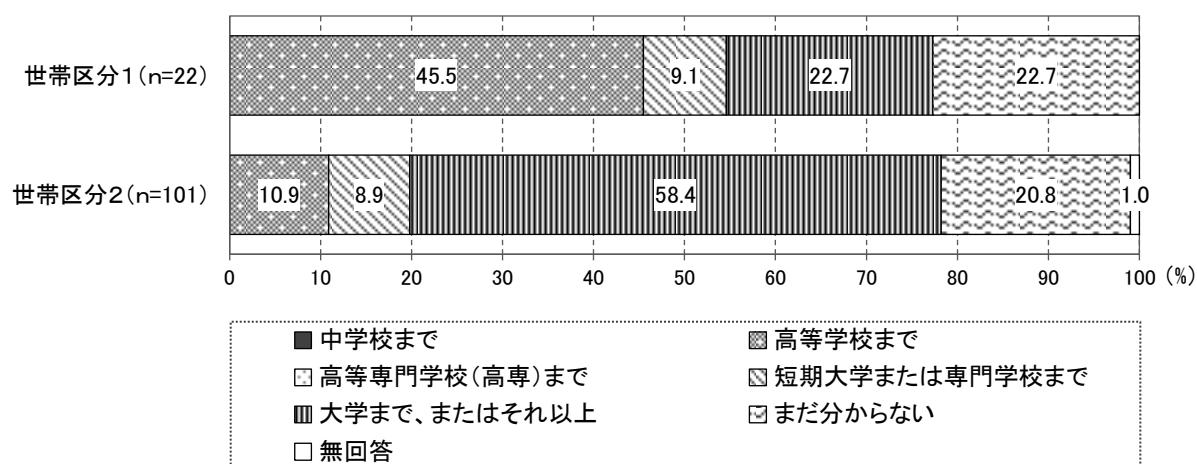
次の(1)-1の結果を見ると、こどもに将来どこまで進学してほしいと思っているかについて、世帯区分1の方が「高等学校まで」の割合は高くなっています。

(1)-1：こどもに将来どこまで進学してほしいと思っているか

◆ 小4～小6の保護者 ◆



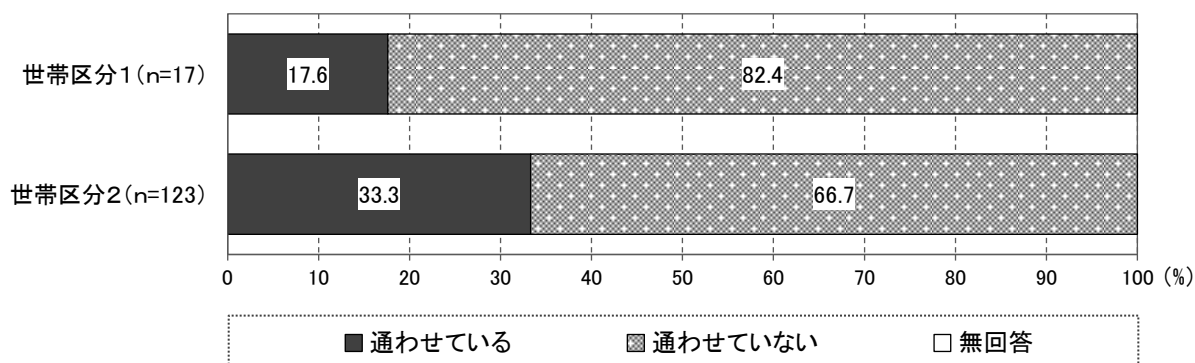
◇ 中1～中3の保護者 ◇



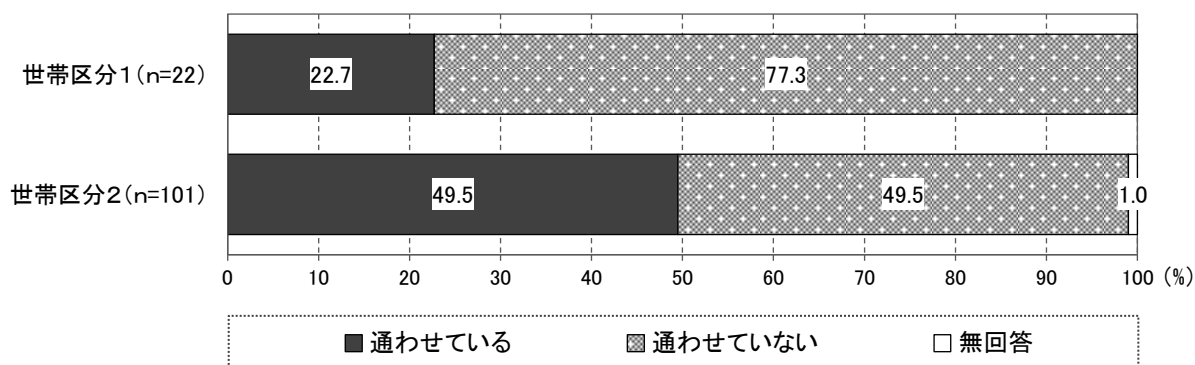
次の(1)-2の結果を見ると、こどもを学習塾（家庭教師や通信教育を含む）に通わせているかについて、世帯区分1の方が「通わせている」割合は低くなっています。

(1)-2：こどもを学習塾（家庭教師や通信教育を含む）に通わせているか

◆ 小4～小6の保護者 ◆



◇ 中1～中3の保護者 ◇

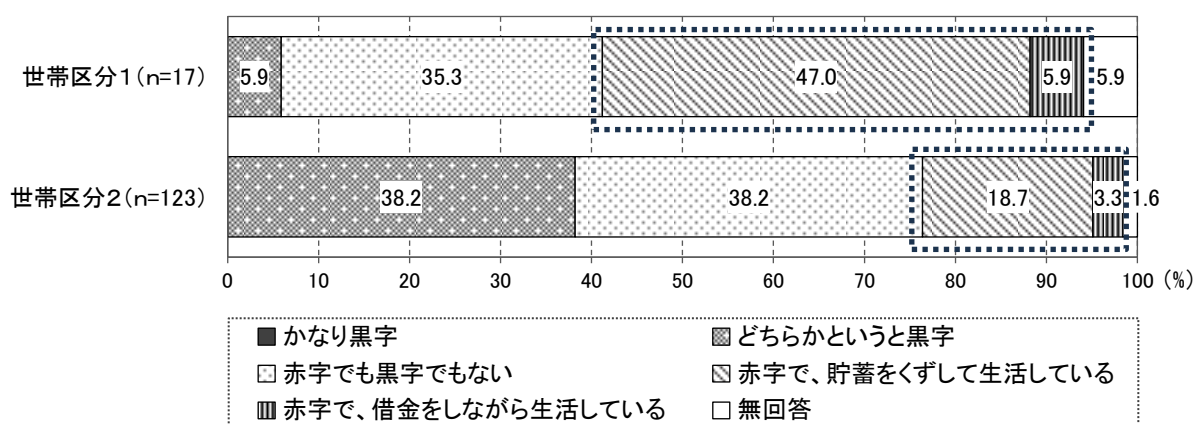


(2) 世帯の経済状況について

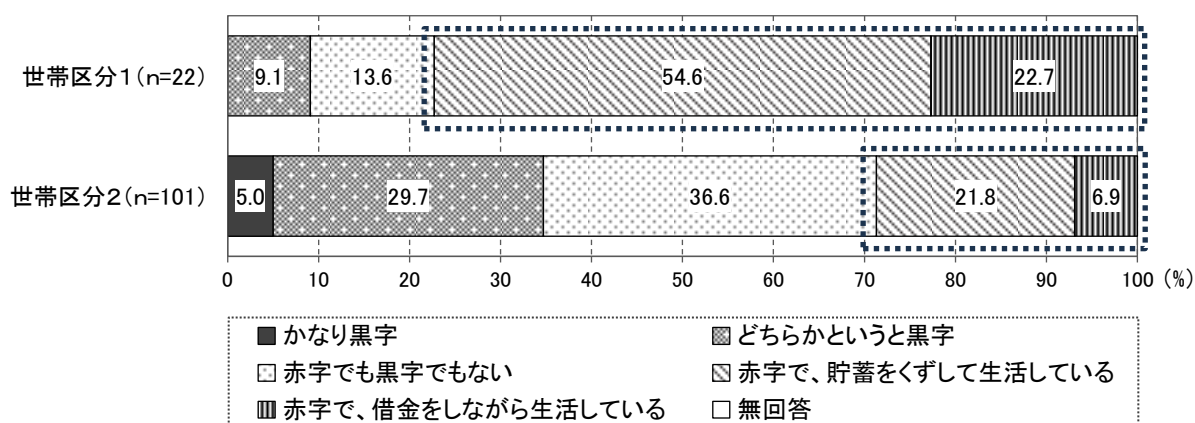
次の(2)-1の結果を見ると、この1年間の家計の収支状況について、世帯区分1の方が「赤字で、貯蓄をくずして生活している」と「赤字で、借金をしながら生活している」の合計割合は高くなっています。

(2)-1：この1年間の家計の収支状況

◆ 小4～小6の保護者 ◆



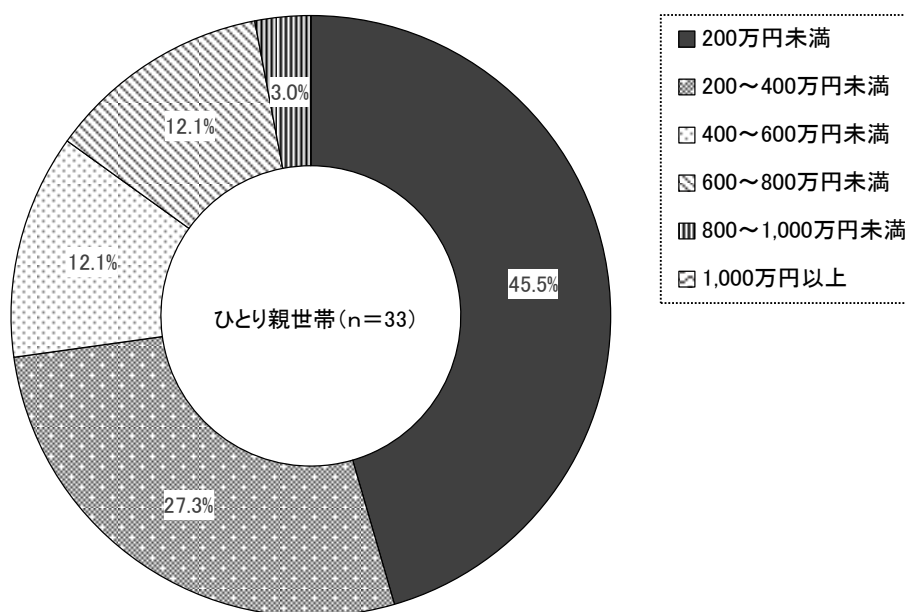
◇ 中1～中3の保護者 ◇



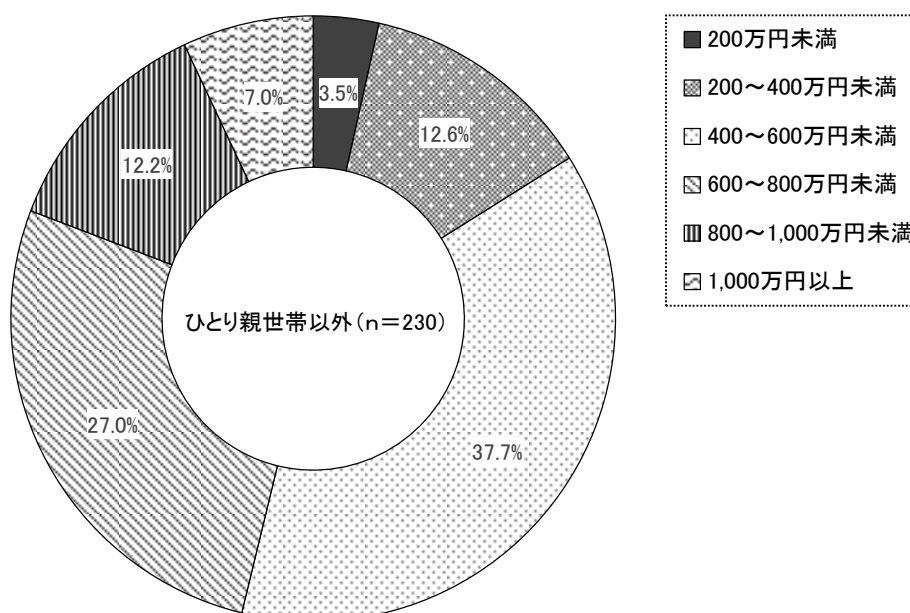
次の(2)-2の結果を見ると、令和6（2024）年の世帯全員の収入（手取額）の合計について、ひとり親世帯の方が「200万円未満」の割合は高くなっています。

(2)-2：令和6（2024）年の世帯全員の収入（手取額）の合計

◆ ひとり親世帯（小4～中3の保護者） ◆



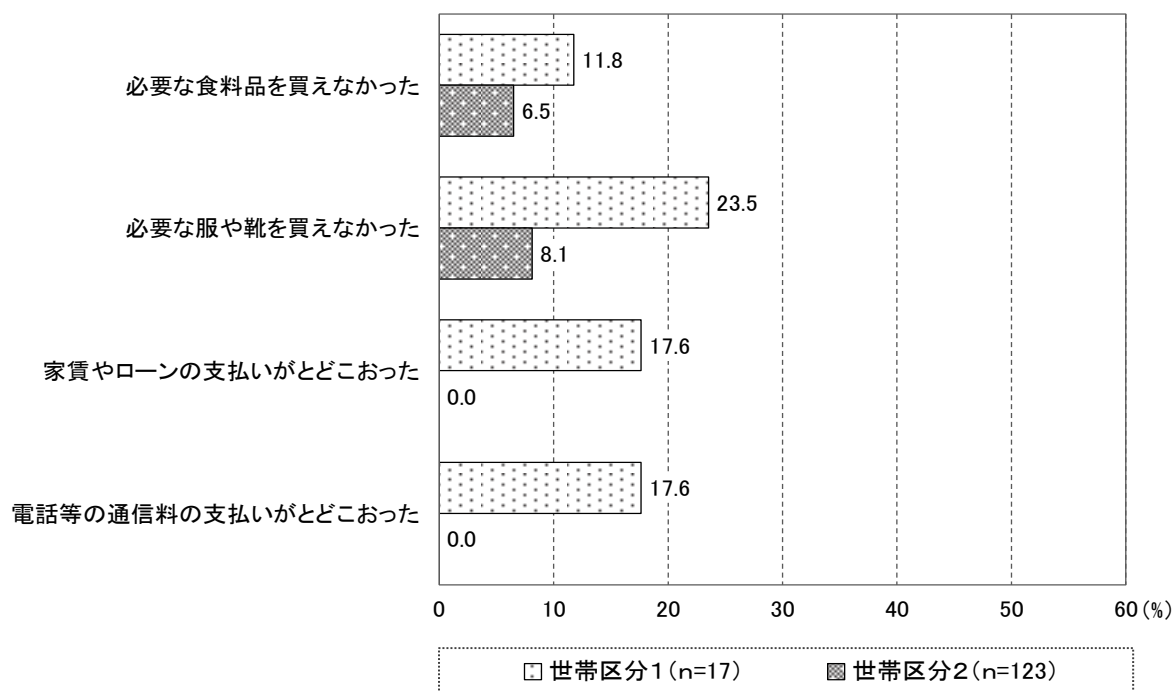
◇ ひとり親世帯以外（小4～中3の保護者） ◇



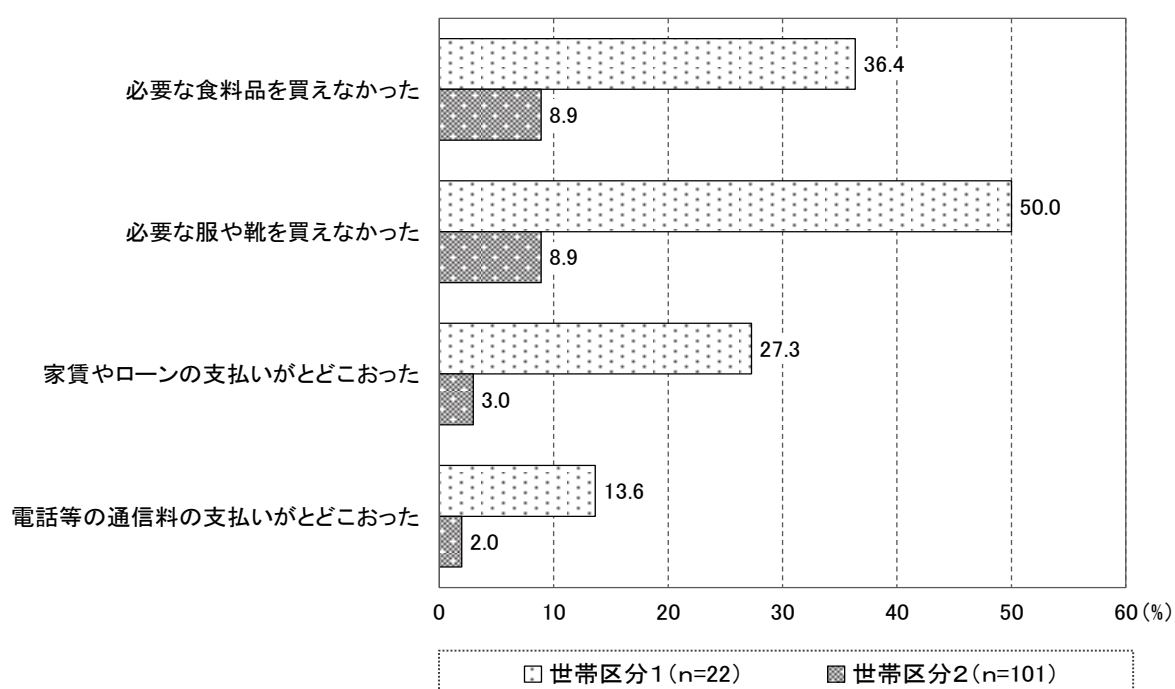
次の(2)-3の結果を見ると、概ね直近の1年間で、経済的理由で経験したことについて、世帯区分1の方が衣食住に関することで経済的に困った割合は高くなっています。

(2)-3：概ね直近の1年間で、経済的理由で経験したこと

◆ 小4～小6の保護者 ◆



◇ 中1～中3の保護者 ◇

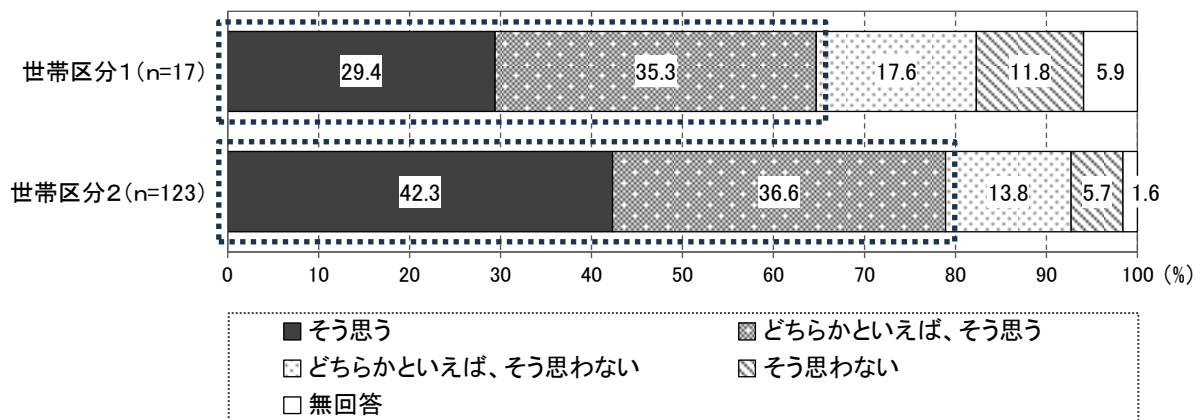


(3) 身近な相談先について

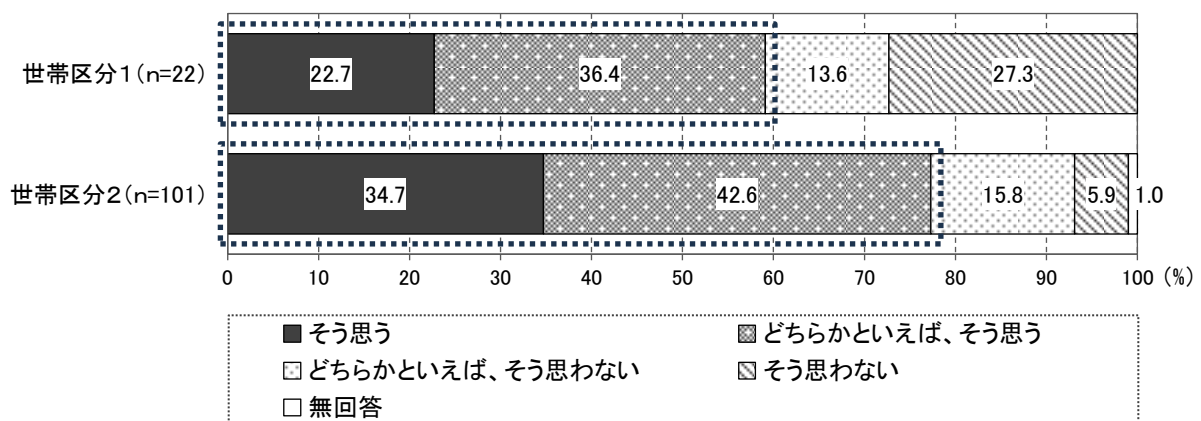
次の(3)-1の結果を見ると、家族や親せきは何でも悩みを相談できるかについて、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”では、世帯区分1の方が割合は低くなっています。

(3)-1：家族や親せきは何でも悩みを相談できる

◆ 小4～小6の保護者 ◆



◇ 中1～中3の保護者 ◇

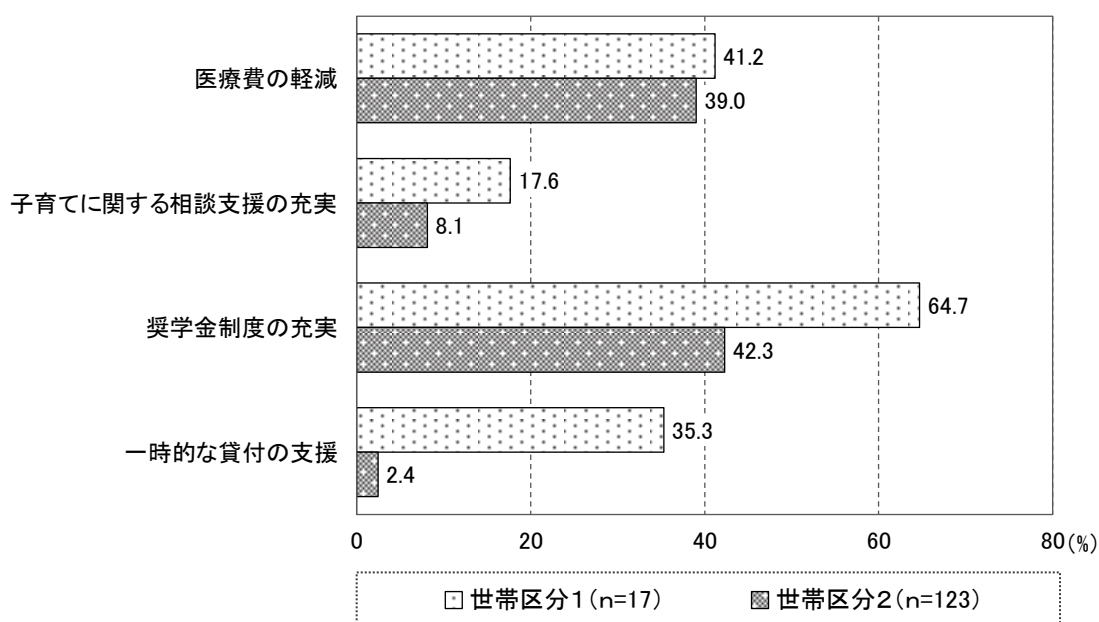


(4) 必要な支援や地域の取組について

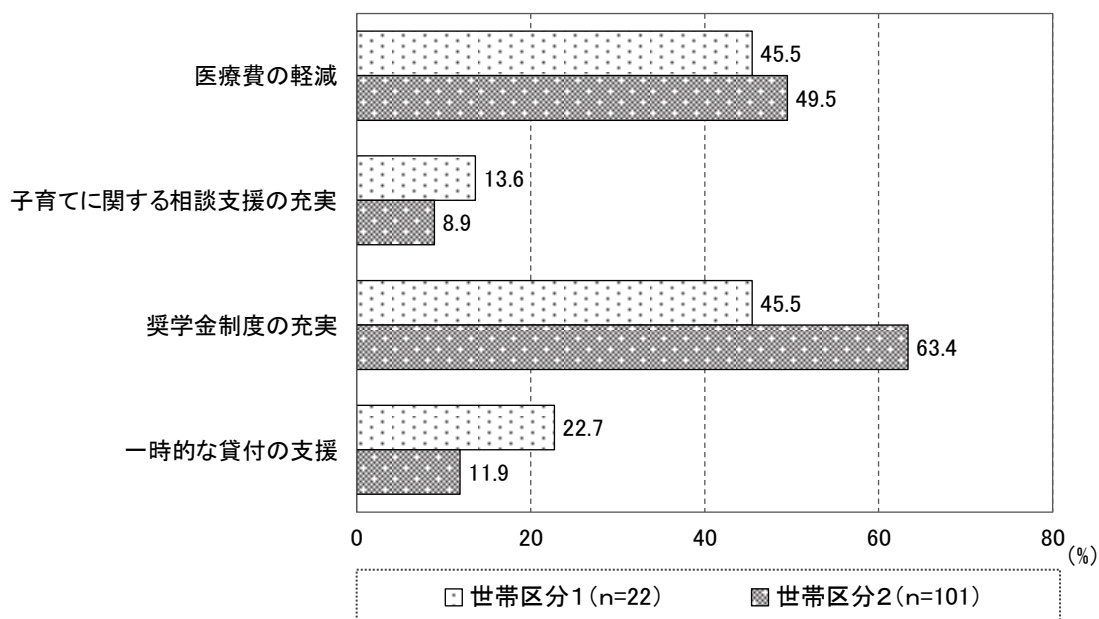
次の(4)-1の結果を見ると、こどもを育てるうえで必要と思う支援について、世帯区分にかかわらず「医療費の軽減」と「奨学金制度の充実」の割合は高くなっています。

(4)-1：こどもを育てるうえで必要と思う支援

◆ 小4～小6の保護者 ◆



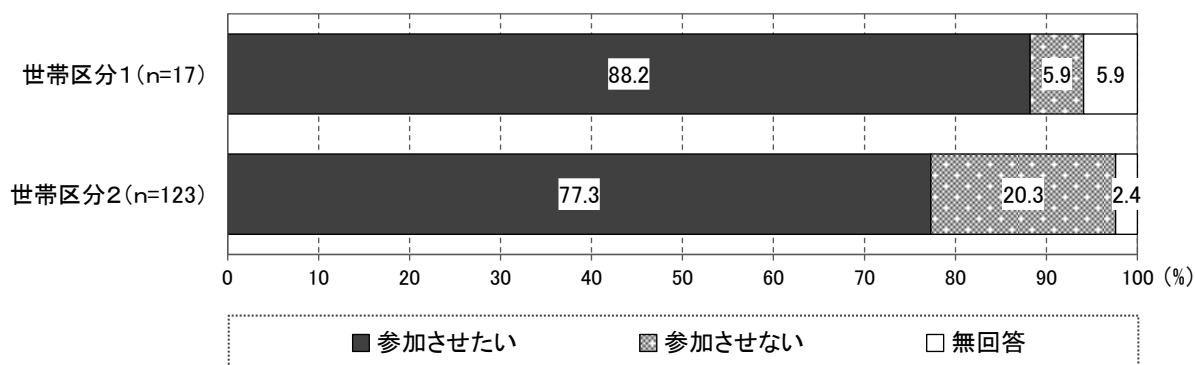
◇ 中1～中3の保護者 ◇



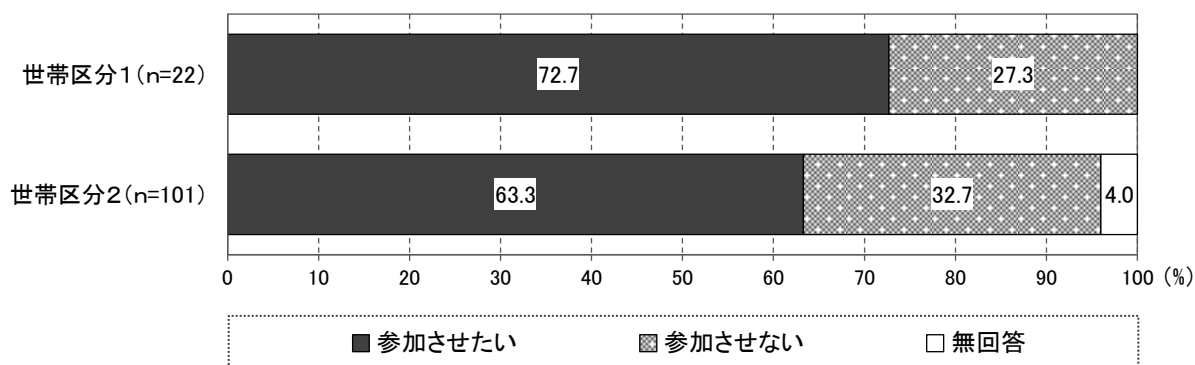
次の(4)-2の結果を見ると、地域に無料の学習塾があれば子どもを参加させたいと思うかについて、世帯区分1の方が「参加させたい」の割合は高くなっています。

(4)-2：あなたの住む地域に無料の学習塾があれば、子どもを参加させたいと思うか

◆ 小4～小6の保護者 ◆



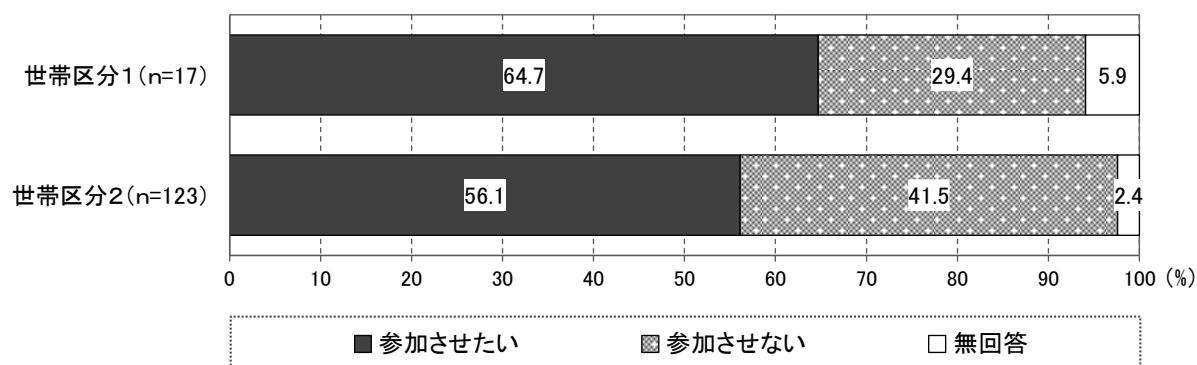
◇ 中1～中3の保護者 ◇



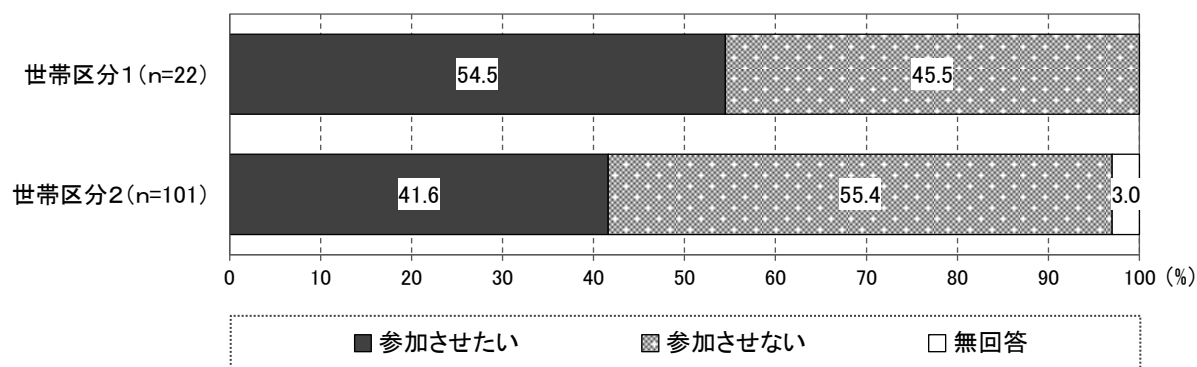
次の(4)-3の結果を見ると、地域にこども食堂があればこどもを参加させたいと思うかについて、世帯区分1の方が「参加させたい」の割合は高くなっています。

(4)-3：あなたの住む地域にこども食堂があれば、こどもを参加させたいと思うか

◆ 小4～小6の保護者 ◆



◇ 中1～中3の保護者 ◇



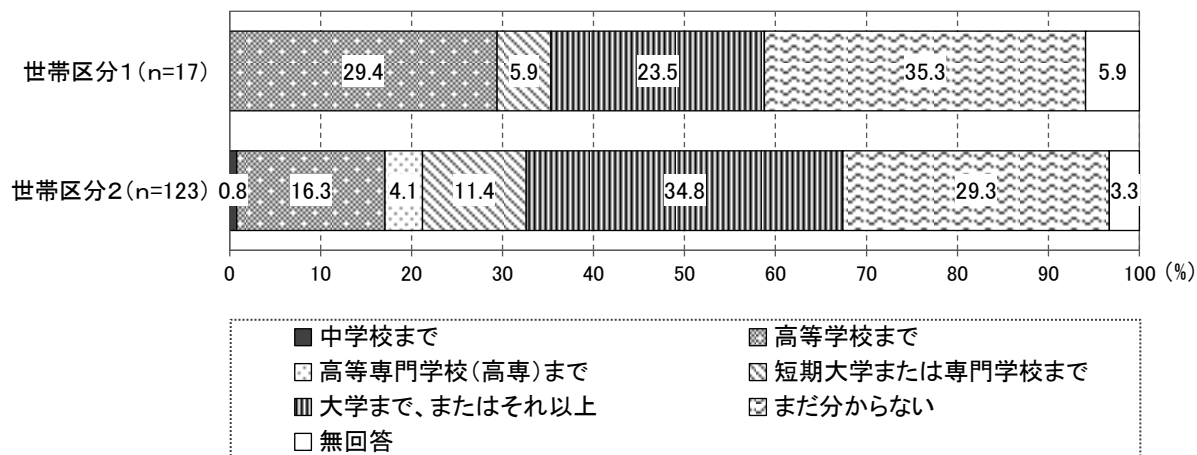
◆こどもの貧困調査に関する項目 ※小4～中3 調査結果より

(1) 進学について

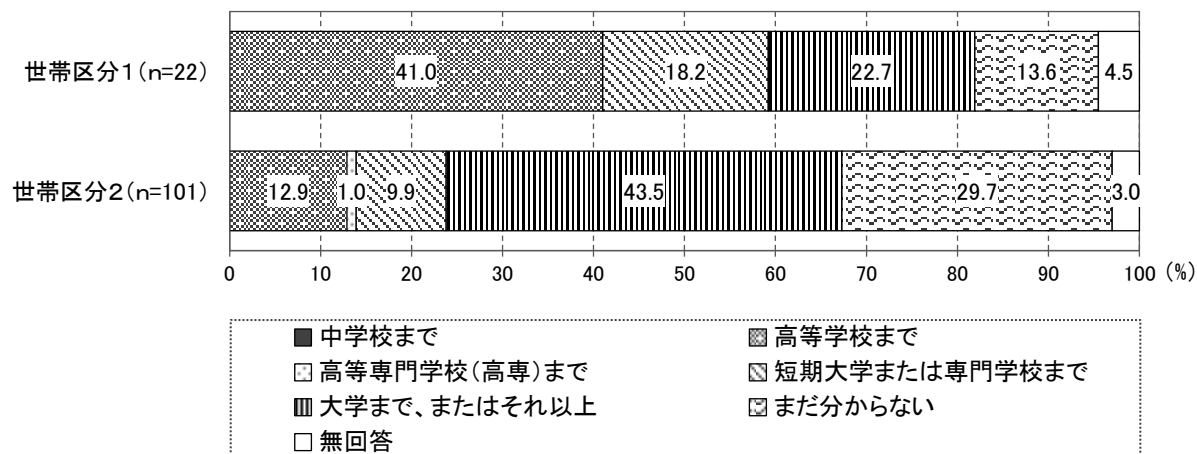
次の(1)-1の結果を見ると、将来どこまで進学したいかについて、世帯区分1の方が「高等学校まで」の割合は高く、「大学まで、またはそれ以上」の割合は低くなっています。

(1)-1：将来どこまで進学したいか

◆ 小4～小6 ◆



◇ 中1～中3 ◇

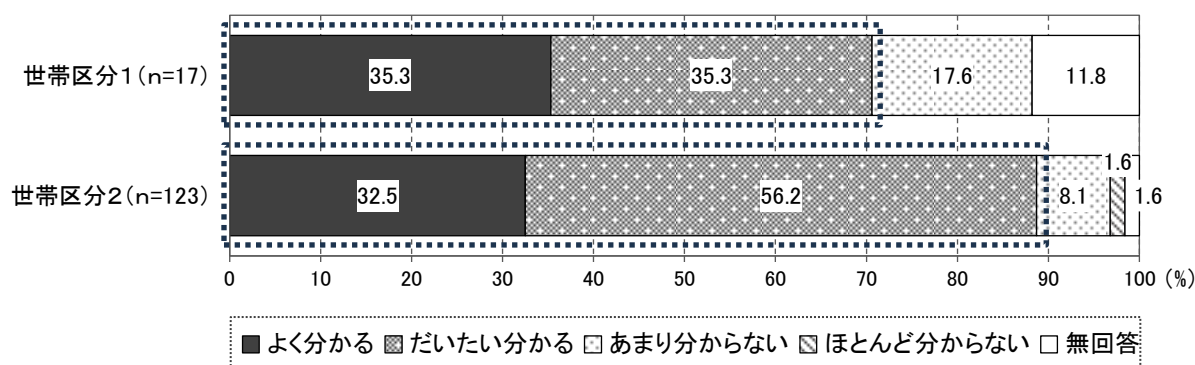


(2) 学校の勉強の理解度について

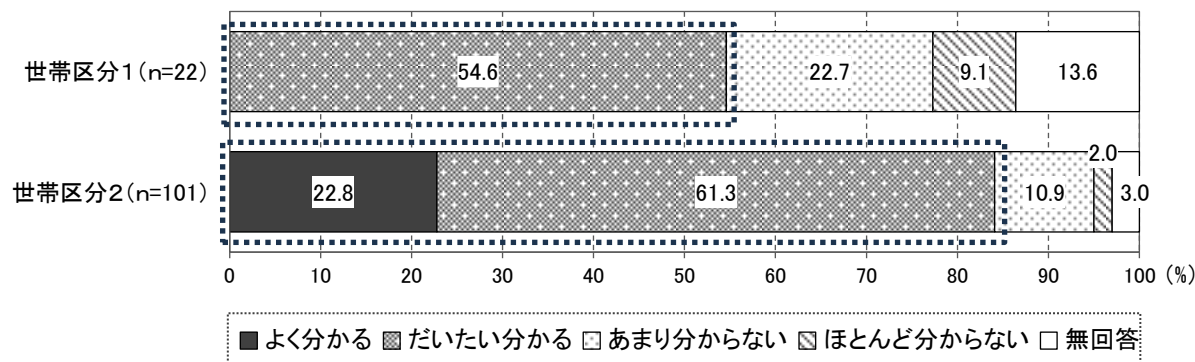
次の(2)-1の結果を見ると、学校の勉強の理解度について、「よく分かる」と「だいたい分かる」を合わせた“分かる”では、世帯区分1の方が割合は低くなっています。

(2)-1：学校の勉強の理解度

◆ 小4～小6 ◆



◇ 中1～中3 ◇

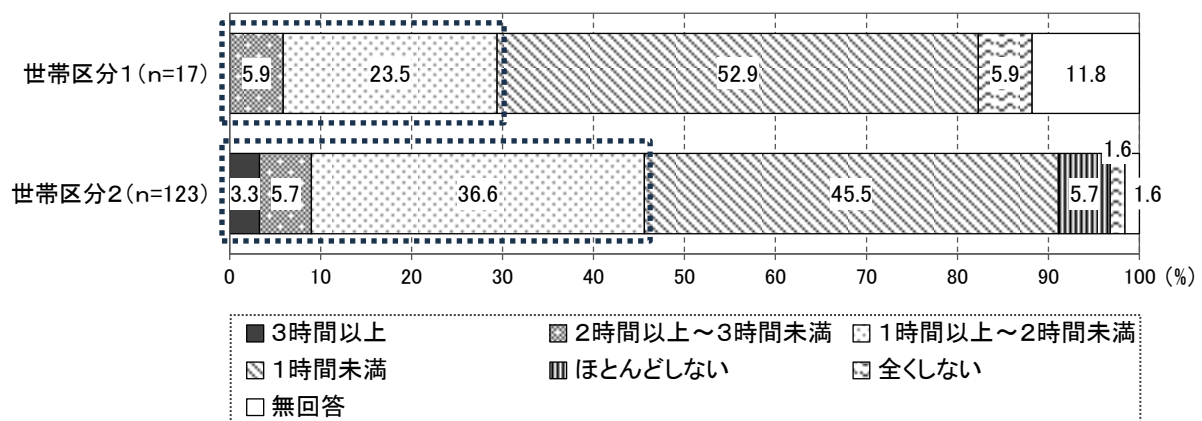


(3) 日常生活について

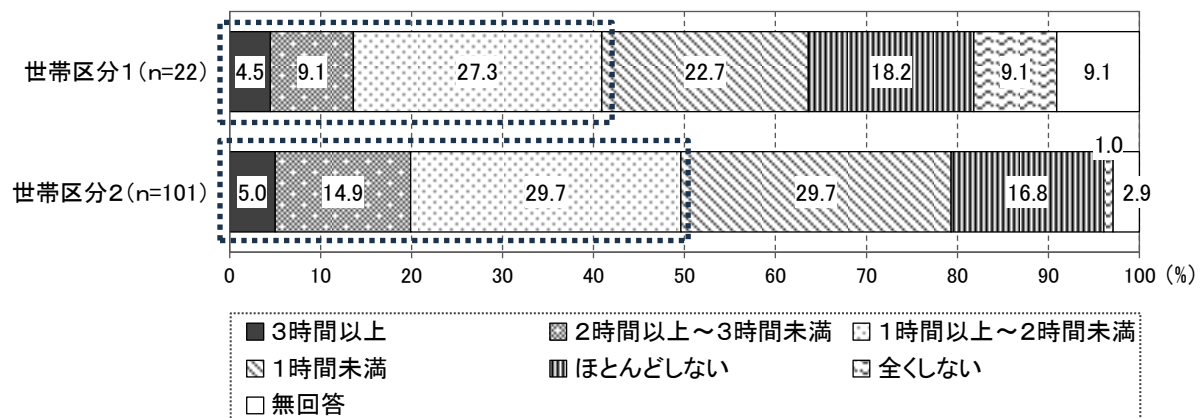
次の(3)-1の結果を見ると、学校以外で1日当たりどのくらい勉強するかについて、世帯区分1の方が“1時間以上”の割合は低くなっています。

(3)-1：学校以外で1日当たりどのくらい勉強するか

◆ 小4～小6 ◆



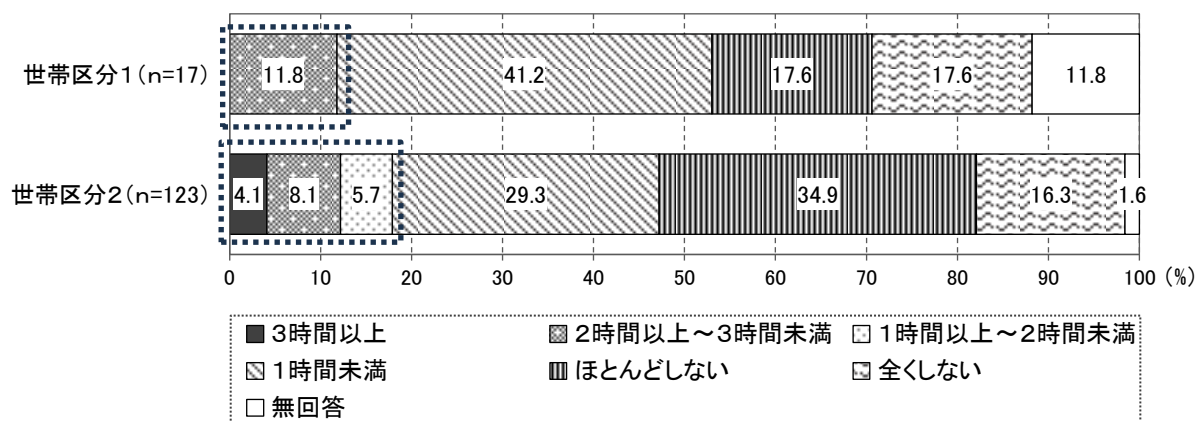
◇ 中1～中3 ◇



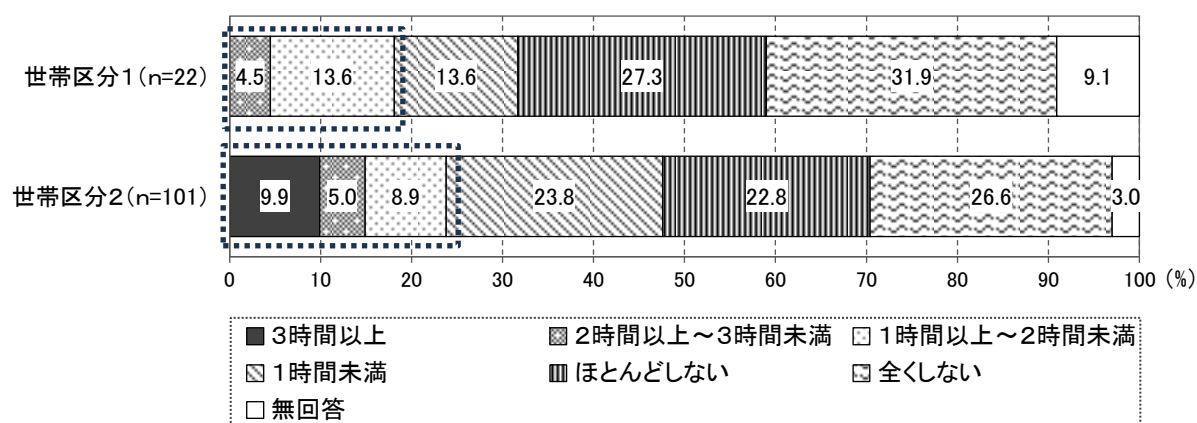
次の(3)-2の結果を見ると、1週当たりどのくらい読書をするかについて、世帯区分1の方が“1時間以上”の割合は低くなっています。

(3)-2：1週当たりどのくらい読書をするか

◆ 小4～小6 ◆



◇ 中1～中3 ◇



◆こども・若者、子育て当事者の意見表明に関する項目

【小4～中3】

あなたが体も心も元気に育つためにしてほしいことを自由に書いてください。

◆主な意見の内容◆

学校でしてほしいこと

- ✧ 学校内の施設を改善し、清潔で快適な環境を整えてほしい(例:洋式トイレの設置)。
- ✧ 生徒同士や先生との意見交換の場や、自分の意見を発信しやすい場をつくってほしい。
- ✧ 校内でのイベントや職業体験の機会を増やしてほしい。
- ✧ 楽しい学校生活を実現するため、課外活動(読書や部活動等)の時間を増やしてほしい。
- ✧ 勉強を理解しやすくするため、先生の人数を増やしたり教え方を改善してほしい。

地域でしてほしいこと

- ✧ 夏祭りや地域交流のイベントを増やして、地域の人々と話す機会を増やしてほしい。
- ✧ 交通安全のためガードレール等の設置や見守りを充実してほしい。
- ✧ こどもが自由に勉強できる環境を整備してほしい。
- ✧ ボール遊びができる広場や公園を増やしてほしい。

家庭でしてほしいこと

- ✧ しかるのはやめて、リラックスした環境にしてほしい。
- ✧ 新しい挑戦や経験の機会を増やしてほしい。
- ✧ 家族との会話や触れ合う時間をもっと持ちたい。
- ✧ 実践的な知識(料理や相談等)を学べる機会を設けてほしい。

【16～39 歳】

綾部市のこども・若者支援の充実等について、以下のそれぞれの点にご意見がございましたら、自由にご記入ください。（あなた自身のことも含めてご記入ください）

◆主な意見の内容◆

こども・若者が健やかに育つために綾部市（行政）でしてほしいこと

- 若者が働きやすい企業の増加。
- 子育て支援施設や遊び場の拡充。
- 妊婦や産後の親子が安心して過ごせる居場所の整備。
- 出産・育児に関する経済的支援の強化。
- 発達障害児支援や児童虐待防止の体制の強化。

こども・若者が健やかに育つために学校等の教育機関でしてほしいこと

- お金やビジネス等に関する実践的な授業の導入。
- 手話や障害者理解につながる学びの推進。
- 自分を危険から守るための方法や命の大切さを学ぶ機会の充実。
- 地元農家との交流を含めた食育や学校間でのスポーツ交流の促進。

こども・若者が健やかに育つために家庭や地域でしてほしいこと

- こどもの好きなことを理解し、寄り添う姿勢を大切にする。
- 社会体験や地域活動を通じた成長の場の提供。
- こどもが安心して参加できるイベントや見守り体制の充実。

こども・若者である自分自身が、まちづくりのためにできることやしたいこと

- 地域に積極的にに関わり、活動や交流を通じて地元を支える取組を進めたい。
- 地元への愛情を育み、未来の世代ともつながるまちを残していきたい。
- 若者が参加しやすく、移住者とも交流できる場を増やしたい。
- こどもたちの模範となる行動を心がけ、地域の助け合いを推進したい。

【小4～中3の保護者】

綾部市の子育て世帯に対する支援や子育て環境の充実のためのご意見を自由にご記入ください。

◆主な意見の内容◆

- 長期休暇中に、子どもたちが安全で楽しく過ごせる施設を整備してほしい。
- 学童保育の充実のため、指導員の派遣や昼食デリバリー、送迎サービスを導入してほしい。
- 各地域にこども食堂を設置し、子どもたちの食事や居場所を確保してほしい。
- ボール遊びができる場所等、子どもたちが自由に遊べる環境を提供してほしい。
- 警報発令時に対応できるこども用の待機場所を整備してほしい。
- 市が提供している支援内容をもっと積極的に発信してほしい。
- 相談が難しい人への支援方法を充実させてほしい。
- 下校時の見守りを充実してほしい。
- 通学路の危険箇所・交通量が多いため整備してほしい。
- 子育て世帯全てに給付金を支給してほしい。
- シングル家庭の生活支援を強化し、こどもとの思い出づくりを助けてほしい。
- 就学支援金の対象金額を上げ、地元住民を優先して支援してほしい。
- 学習教材を学校に常備し、購入負担を軽減してほしい。
- 高校生まで医療費補助を継続してほしい。
- 給食費を無償化してほしい。

2. 綾部市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 8 日条例第 32 号
改正 令和 5 年 3 月 27 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、綾部市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童全般に関する諸施策について、市長の諮問に応じ意見を答申する事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において行う。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日条例第 8 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3. 綾部市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	児童心理治療施設るんびに学園施設長	高 橋 正 記	
	綾部市男女共同参画審議会元会長 綾部国際交流協会	諏 訪 喜 榮 子	職務代理者
	綾部市子ども・子育て会議元会長	高 橋 秀 文	
市内の公共的団体等に属する者	綾部保育園保護者会	白波瀬 志 保	
	綾部市P T A連絡協議会	河 田 雅 之	
	子育てサークル「豊里ぴよぴよクラブ」	早 瀬 麻 耶	
	綾部勤労者福祉協議会	前 本 和 輝	
	綾部市保育協議会	渡 邊 友 子	
	地域子育て支援センター「クレヨンひろば」	山 中 史 香	
	綾部市公立幼稚園長会	松 浦 宏 美	
	綾部市立小学校長会	村 上 稔	
	シルバー・チャイルドハウス事業実施団体 わいわい広場「ぐるるんぱ」	泉 久 志	
	綾部市民生児童委員協議会	安 達 一 男	会長
	綾部市社会福祉協議会	大 石 浩 明	
	京都府中丹東保健所	熊取谷 晶	

4. 用語の解説

【ア行】

■アプローチカリキュラム

就学前のこどもが円滑に小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校での生活や学習に対して生かされてつながるように工夫された、就学前のこども（5歳児）に対する教育課程のこと。

■隘路（あいろ）

狭くて通行の困難な道。または、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

■インクルージョン

組織や社会を構成する一人ひとりには多様な特性や属性があることを認め合い、適切な工夫や配慮により個々の能力を最大限に発揮できる状態。

■インフォーマル

正式ではないこと。ここでは公的な制度外のことを指す。

【カ行】

■外国につながるのこども

国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこどもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有するこどもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長いこども等を含む。

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じた様々な立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

■合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数を示す。

■こども基本法

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5（2023）年4月に施行された法律。

■子ども・子育て関連3法

平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法という。

■こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）にある全ての権利が守られること。また、こども自身に関することが決められ、行われる際は、そのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）とは、平成元(1989)年11月に第44回国連総会において採択された条約であり、我が国は、平成2(1990)年9月にこの条約に署名し、平成6(1994)年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、こどもたちがもっている様々な権利が定められた。

【サ行】

■情報リテラシー

世の中にあふれる様々な情報を適切に評価・解釈して活用できる能力のこと。

■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

■スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を持ち、こどもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

■スタートカリキュラム

小学校へ入学したこどもが、就学前の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮して小学校での生活をつくり出していくための教育課程のこと。

■成育医療

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。

■ソーシャルスキルトレーニング

社会生活や対人関係に困難を抱える人が、対人関係やコミュニケーションに関する技能・技術を身につけるために行われる、様々なプログラムやトレーニングのこと。

【ナ行】**■ニーズ**

必要。要求。需要。

【ハ行】**■プッシュ型**

行政が能動的に情報やサービスを住民に提供すること。

【ヤ行】**■ヤングケアラー**

家族の介護・看病・世話等について、おとなと同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

【ラ行】**■ライフステージ**

人の一生における年齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

■リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

■リスクリリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

【ワ行】**■ワーク・ライフ・バランス**

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

5. 計画策定の経緯

年	月日	実施内容
令和 6 (2024) 年	11 月 25 日	令和 6 年度第 2 回綾部市子ども・子育て会議 ・計画策定のためのアンケート調査について
令和 7 (2025) 年	1 月 30 日～2 月 21 日	こどもと子育て世帯の状況に関するアンケート調査 (対象：小 4～中 3 児童生徒とその保護者) こども・若者支援に関するアンケート調査 (対象：16～39 歳市民)
	2 月 21 日	令和 6 年度第 3 回綾部市子ども・子育て会議 ・計画策定に向けた調査等について
	8 月 4 日	令和 7 年度第 1 回綾部市子ども・子育て会議 ・計画策定に当たって ・計画策定に向けた調査結果について ・計画の策定方針
	11 月 18 日	令和 7 年度第 2 回綾部市子ども・子育て会議 ・計画の策定について
	12 月 24 日	パブリックコメントの実施（令和 8 年 1 月 14 日まで）
令和 8 (2026) 年	2 月 26 日	令和 7 年度第 3 回綾部市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（令和 8～11 年度）の最終案

綾部市こども計画

「第1期綾部市子ども・若者計画」

「第2期綾部市こどもの貧困の解消に向けた対策計画」

編集・発行 綾部市健康こども部子育て支援課

住所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL：0773-42-4252 FAX：0773-42-4406

<https://www.city.ayabe.lg.jp>

発行年月：令和8（2026）年6月



綾部市こども計画

